

奄 美 市 総 合 計 画

後期基本計画

2016 >> 2020

【平成 28 年度】【平成 32 年度】

【平成 58 年度】【平成 35 年度】

自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷

～太陽の恵みのもとで、ゆったりとくらす人々が、自然の声を伝えていくまち～



鹿児島県奄美市

序 論

奄美市総合計画について

計画の構成と期間	1
----------	---

第1部 分野別基本方向

第1章／健康で長寿を謳歌するまちづくり

第1節 豊かな福祉社会の形成	
1. 地域福祉	3
2. 児童福祉の充実と子育て支援の推進	3
3. 高齢者福祉	5
4. 障害者福祉	7
第2節 保健・医療の充実	9

第2章／観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくり

第1節 農林水産業の振興	
1. 農業	11
2. 林業	15
3. 水産業	17
第2節 商工業の振興	19
第3節 地場産業の振興	
1. 本場奄美大島紬の振興	20
2. 奄美黒糖焼酎の振興	21
3. その他特産品の振興	22
第4節 観光の振興	23
第5節 情報産業の振興	26
第6節 雇用機会の拡大	28
第7節 産業連携の推進	29

第3章／自然に囲まれた快適な暮らしのまちづくり

第1節 生活基盤・環境の整備	
1. 地域色を活かした土地利用の推進	31
2. 快適な生活空間の創出	32
第2節 交通体系の整備	36
第3節 自然環境の保全と活用	
1. 世界自然遺産登録への取組	39
2. 資源循環型社会の構築	40

第4節 安全な地域づくりの推進	
1. 防災対策・体制の強化	41
2. 交通安全・防犯対策の強化	44
3. 安全な市民生活の確保	45

第4章／地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくり

第1節 学校教育の充実	
1. 幼児教育	46
2. 学校教育	46
3. 高等教育機関	48
第2節 生涯学習の推進	
1. 家庭・地域教育	49
2. 生涯学習	50
第3節 文化の振興	51
第4節 スポーツ・レクリエーションの振興	53

第5章／魅力ある地域づくりに向けて

第1節 市民協働の推進	
1. 市民と行政の協働	55
2. 男女共同参画社会の実現	56
第2節 定住の促進	57
第3節 国際交流・地域間交流の推進	58
第4節 計画的・効率的な行財政運営	
1. 行政改革の推進	59
2. 行財政運営の確立	60
3. 行政情報力の向上	61
第5節 広域行政の推進	62

第2部 重点プロジェクト

○奄美市『攻め』の総合戦略	64
○奄美大島総合戦略	65
○奄美群島成長戦略ビジョン	66

奄美市総合計画について

計画の構成と期間

(1)基本構想【10年計画】

基本構想は、本市の将来を長期的に展望し、まちづくりの基本理念と市の将来像を示すとともに、これを実現するための基本方針等を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営の指針となるべきものであり、その計画期間は平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

(2)基本計画【前期5年間・後期5年間】

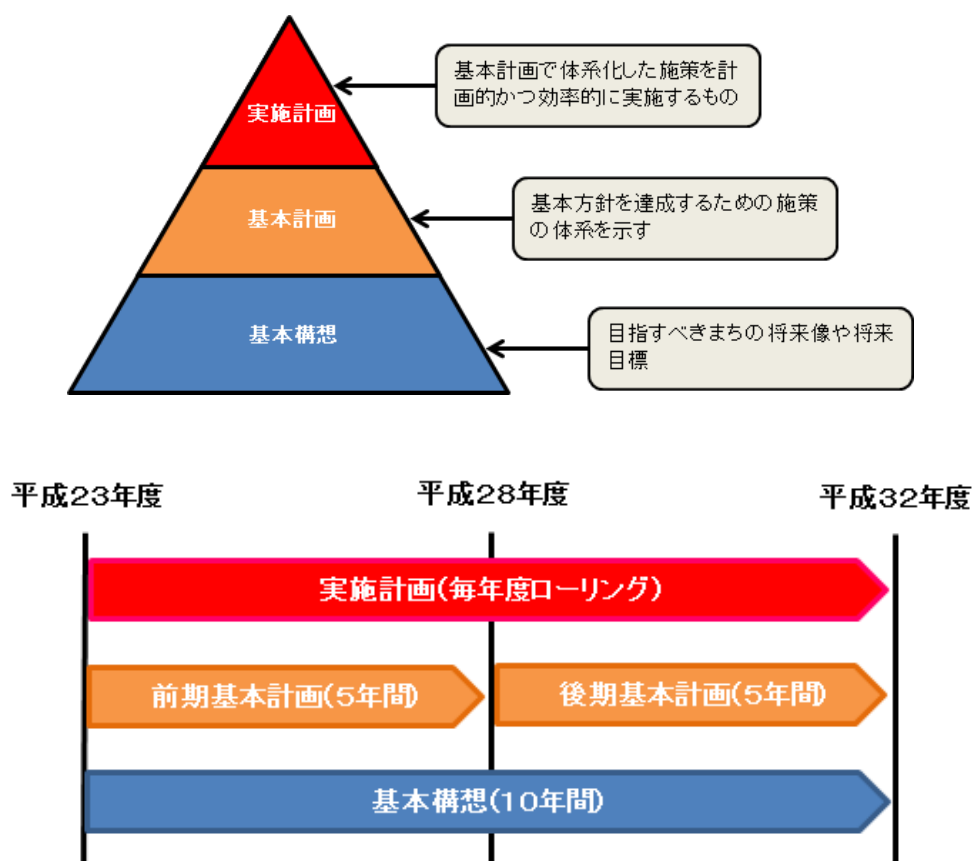
基本計画は、基本構想を受け、基本方針を達成するための施策の体系を示すものであり、その計画期間は平成23年度から平成27年度までの前期5年間と、平成28年度から平成32年度までの後期5年間とします。

(3)実施計画【毎年度のローリング※1計画】

実施計画は、基本計画で体系化した施策を計画的かつ効率的に実施するために、必要な事業を示すものであり、財政計画との整合性を図り、個別事業を位置づける具体的な計画として毎年度更新するローリング方式とします。

※1【ローリング】

現実と長期計画のズレを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を定期的に行っていく手法のこと。



奄美市総合計画の体系



第1章 健康で長寿を謳歌するまちづくり

第1節 豊かな福祉社会の形成

1. 地域福祉

現状と課題

少子高齢化、核家族化の進行などに伴い、福祉分野を取り巻く環境は大きく変化し、また、市民の福祉に対するニーズは多様化、複雑化しています。このような中、これまでは、国を中心に担われてきた社会福祉制度から、市町村を基盤とした制度へと変わり、さまざまなニーズを把握しながら、地域の実情に応じた適切な支援策を、地域に住む人々が共に助け合い、支え合う思いやりのある地域福祉という考えが重要になっています。

地域福祉の推進にあたっては、「自助・共助・公助」という役割分担の理解と意識の改革が課題であり、市民と行政が協働により進めていくことが不可欠となります。

本市の地域福祉活動は、社会福祉協議会と民生委員児童委員が主にその役割を担い、高齢者や障害者などを対象とした援護活動が行われています。今後、市民ニーズに応じた活動を充実させていくため、市民の福祉意識の向上を図り、ボランティア活動へ積極的に参加できる環境づくりが求められています。

地域住民並びに社会福祉事業者や地域ボランティアなど福祉活動に関わる人たち、そして行政機関などがそれぞれの役割や特性を活かしながら地域のつながりを強め、お互いに支え合えるような地域社会を形成していく必要があります。

(計画目標)

- * 災害時要援護者避難支援体制の確立
- * 生活困窮者への支援強化による自立促進

施策の方向

- 地域福祉活動の拠点である社会福祉協議会や福祉ボランティア団体等との連携を強化するとともに、その活動を支援します。
- 老人クラブ、身体障害者協会、母子・寡婦福祉会、民生・児童委員会等の活動を積極的に支援します。
- 生活困窮者、中国帰国者等へ世帯の実情に応じた適切な指導援助を行い、健康で文化的な最低限の生活確保のため、生活保護制度等の適切な運用を図ります。

(主な取組)

- 地域福祉活動の支援、意識啓発の推進
- ボランティア・市民活動支援センターの機能強化・充実を支援
- 福祉スポーツ大会や市民福祉まつり等への参加促進
- 生活困窮者、中国帰国者等に対する相談及び支援体制の充実
- 家庭児童相談支援事業の推進

2. 児童福祉の充実と子育て支援の推進

現状と課題

本市における平成24年度の合計特殊出生率※1は1.89と全国平均の1.41や県平均の1.64を上回ってはいるものの、人口維持の目安となっている2.08を下回って推移しており、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化や都市化の進行による地域や家庭における子育て機能の

低下により、子育て世帯の多くが子育てに関して何らかの不安や悩みを抱えている状況にあります。

同時に、女性の社会進出の増大や経済情勢により、保育所の入所希望も年々増加しており、延長保育や一時保育のほか、病児・病後児保育や放課後児童対策など子育て支援策に対するニーズも多種多様化しており、仕事と子育ての両立を支援する取組と併せて子育て家庭への経済的負担の軽減が求められています。

また、国や県と比較して離婚率が高い本市においては、ひとり親家庭も増加傾向にあります。特に母子世帯については、就労面での課題なども多く、経済的支援策と自立支援策の充実と推進を図る必要があります。

今後は、「子は地域（シマ）の宝」の考え方のもと、行政はもとより、市民・事業所・関係団体が連携して、働きながら子育てのしやすい、地域全体で子どもや子育て家庭を支える環境の整備を進めていくことが重要となっています。

※1【合計特殊出生率】

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が一生の間に産む子どもの数を表す。

（計画目標）

*結婚組数(婚姻届出数)

平成27年度 247組 →

平成32年度 275組

*毎年の出生数(出生届出数)

平成27年度 359人/年 →

平成32年度 404人/年

*待機児童数(3/31日現在)

平成27年度 111人 →

平成32年度 0人

*子育てサークルへの親子の利用組数

平成26年度 1,138組 →

平成32年度 1,500組

施策の方向

- 子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、保育所における延長保育、障害児保育、一時保育などの特別保育事業の実施に加え、病児・病後児保育等の多様な保育の提供と放課後児童の健全育成事業の推進に努めます。
- 地域における子育て支援の拠点づくりとして、子育て家庭が気軽に集まって相談や交流、子育てに関する情報提供を行う地域子育て支援センターの内容拡充を図ります。
- 出産祝い金の支給や子ども医療費の助成を拡充し、保育所・幼稚園における多子世帯保育料の軽減など、子育て家庭への経済的負担の軽減に努めます。
- ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図るため、関係機関と連携した各種相談・支援体制を充実します。

（主な取組）

- 特別保育(延長保育、一時(預かり)保育、障害児保育等)、病児・病後児保育、家庭的保育など各種保育事業の実施
- 放課後児童クラブ(学童クラブ)施策の推進
- ファミリー・サポート・センター事業の活用推進
- 地域子育て支援センターの充実
- 出産祝い金の支給
- 子ども医療費の助成拡充
- 多子世帯保育料軽減事業の実施
- ひとり親家庭医療費の助成や母子生活支援施設「ひまわり寮」を通じた自立支援や母子家庭自立支援給付金の活用促進

第1章 健康で長寿を謳歌するまちづくり

3. 高齢者福祉

現状と課題

高齢者福祉は、高齢者が長年にわたって社会の進展に寄与してきた方々であるとともに、豊富な知識と経験を有していることから敬愛され、生きがいを持って健康で安心した生活を送ることができるよう社会全体で支えていくことが重要と考えます。

高齢化の進展とともに介護を必要とする高齢者が増加する一方、核家族化の進展や独り暮らし高齢者世帯の増加などを背景に介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるため、平成12年4月に始まった介護保険制度も16年が経過しました。

この間、サービスの利用量や事業者数の大幅な増加などにより、国民の介護に対する不安を解消するサービスとして確実に定着しつつあります。しかしながら、近年のサービス利用量の伸びとともに、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎えることや、認知症高齢者、独り暮らしの高齢者の増加といった社会的な要因により、制度そのもののへの負担が次第に大きくなりつつあります。

こうした課題に対し、高齢者の「自立支援」と「尊厳の確保」を基本とし、「自助・互助・共助・公助」による地域包括ケアシステム構築の推進、サービスの質の確保・向上など多様な取組が求められています。

(計画目標)

* 老人クラブ会員数

平成27年度 3,893人 →

平成32年度 4,150人

* シルバー人材センター会員数

平成27年度 345人 →

平成32年度 450人

施策の方向

(1) 高齢者が地域を支え元氣をつなぐまちづくり

○ 高齢者が、長年の経験で培った知識や技能を生かして積極的に社会参加し、働き、楽しみ、地域活動を行うなど、生きがいを持った生活を送れるよう、活動機会の充実を図り、活力ある高齢期の実現を目指します。

○ 鹿児島県の「すこやか長寿社会運動」等と連動し、地域社会の担い手として生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進します。

○ 高齢者が生活習慣病を原因とした要医療・要介護状態に陥ることを予防することや、健康寿命※2の延伸及び生活の質の向上を図るために、高齢者の主体的な健康づくりの施策を進めます。

○ 高齢者の就業意識の高まりと多様化に対応するための組織の強化を促すとともに、高齢者の生きがいづくりの場や生活の安定確保を目指します。

○ 高齢者が気軽に外出し、多様な社会参加の機会を通して生活の質を高めながら自立することを支援していくために、交通機関や健康増進施設の利用補助などを実施します。

※2【健康寿命】

日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる期間のこと。

(主な取組)

■ 社会参加の促進と活動機会の充実

■ 老人クラブ育成事業

■ 生活習慣病を原因とした要医療・要介護状態に陥ることを防ぐ予防事業

■ シルバー人材センターの育成・支援

■ お達者ご長寿応援事業(交通機関等利用補助券の発行)の実施

(2) 支えあいの地域づくり

- 地域包括ケア※3の中核拠点となる地域包括支援センター※4を中心に関係団体とのネットワークづくりを推進し、各分野からの情報の収集・整理・効果的な提供方法の確立を目指します。
- 地域福祉活動の拠点である社会福祉協議会や福祉ボランティア団体等との連携を強化するとともに、その活動を支援します。
- それぞれの地域で高齢者の実態を把握し、地域住民や関係団体などによる地域見守りネットワークの構築を推進します。
- 高齢者の自立心を損なうことなく生活できるよう支援に努めます。
- 市内に生活支援コーディネーター等を配置し、地域での助け合い活動の創出など、地域づくりに取り組みます。

※3【地域包括ケア】

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活が送れるような介護サービスをはじめ、さまざまなサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて提供されること。

※4【地域包括支援センター】

介護保険法に基づく機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定などさまざまな課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していくことを主な業務としている。

(主な取組)

- 地域包括支援センターの機能強化
- 高齢者関係団体との連携強化
- 保健・医療連携の高齢者見守りネットワーク基盤構築の推進
- 軽費老人ホームの適正運営
- 生活支援コーディネーター等の配置

(3) 介護保険制度の円滑な運営

- 介護保険サービスの適切な運用とサービスの質の向上を目指して保険給付の適正化に努めます。
- 在宅サービスにおいては、できるだけ住み慣れた地域で生活ができるよう要介護者の状況等を把握し、適切な保険給付が継続されるよう支援・調整を行い、サービス向上を目指します。
- 施設サービスにおいては、要介護者の動向、入所待機者の実情を把握するとともに、入所施設において高齢者が尊厳を保って心豊かな暮らしができるよう支援していきます。
- 地域密着型サービスにおいては、サービスの質の確保、運営評価など適正な運営の支援を行っていきます。

(主な取組)

- 在宅サービスの確保に向けた在宅サービス提供事業者の支援
- 施設サービスの確保に向けた事業所との連携強化
- 介護サービスの質的向上のための介護技術の向上やケアプラン※5作成の助言・指導、及び「地域ケア会議」の定期的開催や研修会の開催

※5【ケアプラン】

要支援、要介護に認定された本人や家族の希望に沿った介護サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」のこと。

(4) 介護予防の充実と地域包括ケアの推進

- 高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供されるために、関係分野が連携して取り組める体制を整備していきます。
- 要介護状態になる恐れのある高齢者を対

第1章 健康で長寿を謳歌するまちづくり

象に通所又は訪問により要介護状態になることの予防に努めます。

- 全ての高齢者に対して介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防活動の育成・支援を実施します。
- 地域包括支援センターにおいて、保健師、社会福祉士・主任ケアマネージャー等各職種が相互に連携・協力しながら介護予防ケアマネジメント※6、総合相談及び権利擁護・包括的継続的マネジメント支援の各事業を実施します。
- 地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業に取り組んでいきます。
- 認知症に対する理解を深めるために正しい情報を普及啓発し、認知症の早期発見や治療へと結びつける窓口を整備するとともに、認知症対策への取組を住民や関係機関と協働で推進します。
- 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の実施により、高齢者が地域で元気に暮らし続けることができるよう、介護予防の視点を重視した取組を推進します。

※6【ケアマネジメント】

個々の要介護者の生活状態に合わせて、要介護者のニーズを明らかにし、ニーズに合致する社会資源についてのきめ細かいケアプランを作成し、これに基づいて実際にサービス等の社会資源を提供していく仕組みのこと。

（主な取組）

- 介護予防事業の充実
- 包括的支援事業の推進
- 認知症の早期発見や治療に向けた普及・啓発事業の推進
- 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の実施（平成29年4月より実施）

4. 障害者福祉

現状と課題

近年、措置制度から支援費制度、障害者自立支援法から障害者総合支援法と制度が次々と変更していくなかで、県においては、平成26年から「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が制定され、だれもが住み慣れた地域で、生きる喜びを感じ、安心と尊厳を持って暮らせる社会を築いていく必要があります。そのためには、障害者の生活においても当然の権利として、主体性を持って社会、経済、文化、スポーツなど、あらゆる活動に参加できる機会を保障された社会、また、物理的にも精神的にもバリアフリーの社会を目指していかなければなりません。更に、より一層のコミュニケーションの発展を目標とした情報のバリアフリー化も必要です。

本市では、障害者を取り巻くさまざまな課題に具体的に取り組む指針として第4期「チャレンジド・プラン奄美」（奄美市障害者計画・障害福祉計画）を平成26年度に策定し、障害者の自立の促進や社会参加、障害者にやさしいまちづくりを目指した施策を推進しています。また、平成25年度からは、障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として施行されました。

この障害者総合支援法において、障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計

画的に行わなければならない旨を基本理念として掲げています。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」は平成24年10月から施行され、障害者に対する差別的取扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務付ける「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」については平成28年4月から施行されています。そうした仕組みを踏まえながら、障害者が必要なサービスを利用して、地域でなごやかに暮らせるように、市民一人ひとりが障害に対する理解を深め、地域社会の中で支え合うための仕組みづくりを進めるとともに、障害福祉サービスの充実や障害者の雇用と就労を促進する必要があります。

「ノーマライゼーション※7」の理念を具現化していくよう、全ての市民が地域において、生き生きと自立した生活を送るために、ともに生き、支え合う社会づくりを目指し、「自分らしく輝き、いつまでも暮らせる地域（まち）づくり」の実現に向けた施策の推進が求められています。

※7【ノーマライゼーション】

全ての人が家庭や地域で共に暮らし、普通の生活を送ることができる社会をつくるという考え方。

（計画目標）

* 就労支援施設数

平成27年度 8施設 →

平成32年度 10施設

* 障害者グループホーム

平成27年度 5施設 →

平成32年度 6施設

施策の方向

- 一人ひとりのライフステージ※8に応じて、障害の原因となる疾病等の予防、早期発見・治療や事故防止対策を推進するとともに、各種福祉サービスの充実を図るなど、生活支援施策の充実を図ります。
- 精神障害者に係る保健・医療・福祉など関連施策の取組を促進し、社会的入院者の退院・地域定着支援を行います。特に、地域活動支援センターの機能強化を図るとともに、地域自立支援協議会の活性化による地域の障害福祉に関するシステムづくりに努めます。
- 障害者が住みなれた家庭や地域の中で、安心して生活できるよう、生活の場の確保及び働く場の確保を行い、障害者の自立を促進します。
- 道路や公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、障害の有無にかかわらず、お互いが理解し合い、助け合うやさしさに満ちた風土の醸成を図ることによって、人にやさしいまちづくりの実現を目指します。
- 保健所、医療機関など関係機関との連携を図りながら、障害の早期発見に努めるとともに、障害児の早期療育・訓練等の充実を図ります。また、療育の必要な子どもとその家族を支援するため、小学校、幼稚園、保育所等をはじめ、関係機関との連携を図りながら、療育体制の充実に努めます。
- 障害者の社会参加を促進するため、文化・スポーツ・レクリエーション活動への積極的な参加を促進するとともに、交流の場やコミュニケーション機会の提供・充実を図ります。

第1章 健康で長寿を謳歌するまちづくり

- 障害者の自立と社会参加を促進するためには、それを支える「人」の確保や「情報の共有」が重要であり、専門職員の確保や育成、情報提供の充実に努めます。
- 障害者の社会的・経済的自立と社会参画を支援するため、さまざまな学習機会の提供や公共職業安定所等と連携しながら、事業者の理解と協力を求め、障害者の就業機会の拡大及び雇用条件の改善に努めます。
- 全ての市民が、障害者に対する理解を深め、思いやりのある心をもって自主的に福祉のまちづくりに取り組むことができるよう、あらゆる機会を通じて障害者や障害福祉に関する市民の意識の啓発に努めます。

※8【ライフステージ】

人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階のこと。

(主な取組)

- 居宅サービス、日中活動系サービスの充実
- 地域生活支援事業の充実
- 地域移行支援協議会への参画
- 地域自立支援協議会の活性化
- ライフステージに応じて安心して相談できる場と活動できる場の確保
- 日中活動の場やグループホーム等の生活施設の設立支援
- バリアフリーに配慮した施設整備の推進
- 情報提供体制の充実
- 療育ネットワーク会議の開催、療育システムの構築検討
- 障害者スポーツ大会、各種イベントへの参加支援
- 障害者就業・生活支援センターとの連携体制の確立
- 障害の理解を深める啓発、広報活動の推進
- 各種給付事業及び助成事業の継続実施

第2節 保健・医療の充実

現状と課題

本市においては、少子高齢化の進行、生活習慣病の増加、早世、自殺率の増加や様々な感染症の発生などにより、地域の保健行政に対するニーズが多様化しています。

さらに、市民の疾病構造をみると、悪性新生物、脳卒中、心臓病、高血圧、脂質異常症※9などの生活習慣病が大部分を占めていることから、疾病の早期発見とともに、子どもの頃から正しい生活習慣を身につけることが重要といえます。また、近年、精神疾患が増えつつあり、心の健康づくりが大きな課題となっています。これらの疾病とともに医療費全体が増加していることから、持続可能な医療保険制度の実現に向けて医療費適正化を推進していく必要があります。

また、母子保健分野においては、核家族化や少子化の進行により、家庭や地域における子育て力が弱まり、妊娠・出産・育児にかかる不安や負担が大きくなっていることから、安心して子どもを産み、育てるための支援策の充実や地域づくりが重要となります。

以上のことから、保健・医療・福祉の連携を図り、市民ニーズに対応した情報や健康づくりのための機会提供など、総合的な施策を進めていくことが求められています。

※9【脂質異常症】

血液中に含まれる脂質が過剰、不足している状態を指す。高脂血症から脂質異常症に改名された。

(計画目標)

* 各種健診(検診)の受診向上

施策の方向

(1)健康づくりの推進

- 妊婦健診の充実や小児医療、周産期医療等、母子保健医療の充実を図り、特に妊娠・出産・育児にかかる切れ目ない支援が提供できるよう母と子の健康づくり・育児支援対策を推進します。
- 「健康あまみ21」の中間評価報告書による新たな指標に基づき、住民の生活習慣の改善への取組を促進し、特定健診・保健指導等の保健事業等、予防対策を推進します。
- 栄養教室や栄養指導をより充実化し、生活習慣病の予防と健康づくりの推進に努めます。
- 感染症予防対策の充実と市民への情報提供、周知に努めます。
- 近年増加しつつあるうつ病に関する予防対策を図り、あらゆる年代における心の健康づくりに努めます。

(主な取組)

- 妊婦健診、乳幼児健診、健康教育、各種健診、相談事業の充実
- 母子保健医療への助成内容の充実
- 妊娠・出産包括支援事業の実施
- 栄養教室、栄養相談、食育の推進
- 各種予防接種事業の実施

(2)医療費の適正化に向けて

- 健康意識の向上を図り、重病化の予防に努めます。
- ジェネリック医薬品※10の普及・促進を図ります。
- レセプト※11点検、重複・頻回訪問指導等を実施し、適正な国民健康保険の運営に努めます。

- 国民健康保険税の徴収率は年々向上していますが、さらなる向上に努めます。

※10【ジェネリック医薬品】

後発医薬品。特許が切れた医薬品を他の製薬会社が製造あるいは供給する医薬品のこと。これに対して先発の新薬は、先発医薬品と呼ばれる。開発等コストのかかった先発医薬品(新薬)に比べ、後発医薬品は安価であるため、薬価代の低減効果につながると言われている。

※11【レセプト】

患者が受けた診療について、医療機関が保険者(市町村や健康保険組合等)に請求する医療費の明細書のこと。

(主な取組)

- 特定健診・特定保健指導の実施、若年者への健診の実施及び危険度の高い者への健康指導
- ジェネリック医薬品の差額通知等
- レセプト点検、訪問指導体制の充実
- 徴収率の向上等による保険財政の健全化
- 国民健康保険の広域化への対応

(3)保健・医療・福祉・介護の連携

- 国立療養所奄美和光園の将来構想に基づく、地域に開かれた施設としての事業推進と広報、啓発活動に努めます。
- 関係職員の知識の向上を図り、業務の連携に努めます。

(主な取組)

- 定期的な勉強会及び意見交換会の実施
- 各分野に関する市民の状況や相談事項などの情報の共有化



第2章 観光立島を目指した 多様な産業連携のまちづくり

第2章 観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくり

第1節 農林水産業の振興

1. 農業

現状と課題

本市は、亜熱帯海洋性気候のもと四季を通じて温暖な自然条件に恵まれ、亜熱帯性作物の生産に適しているものの、冬、春の季節風や曇天による日照不足、台風の襲来等により作期と作物が制限されています。

本市の耕地面積は1,350haで、総面積の4.4%となっています。平成26年度の農業総生産額は、約16億5千万円であり、主な作物の生産額は、さとうきびが6億1千万円、果樹が4億3千万円、畜産が3億6千万円、野菜が2億2千万円となっています。

本市における農業形態は、笠利地区では平坦地を活用したさとうきび・肉用牛等の土地利用型農業に加え、マンゴー等の施設園芸、野菜等の栽培が行われています。

また、名瀬地区・住用地区については、傾斜地を活用したタンカン等の亜熱帯果樹栽培に加え、平坦地ではパッションフルーツ等の施設園芸、野菜等の栽培が行われています。

しかし、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、後継者不足、販路の不安定性、肥料・飼料の高騰、耕作放棄地※1の増加等多くの課題があります。また、ミカンコミバエ等の特殊病害虫や口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜疾病の侵入防止が課題となっております。

※1【耕作放棄地】

農林業センサスでは、以前農地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、しかも、この数年間の間に再び耕作するはっきした意志のない土地のことをいう。

(計画目標)

* 農業生産額

平成27年度 20億円 →

平成32年度 22億円

* 認定農業者数※2

平成27年度 92人 →

平成32年度 100人

* 新規就農者数

平成27年度 4人 →

平成32年度 6人

※2【認定農業者数】

農業経営基盤強化促進法に基づき、自らが作成する「農業経営改善計画」を市町村から認定された農業者。この改善計画の達成に向けたさまざまな支援措置が受けられる。

施策の方向

(1) 農業生産基盤の整備

- 農畜産物の効率的な生産を図るため、基盤整備や環境整備を推進し、生産性向上に努めます。
- 赤土流出防止など自然環境等への影響に配慮した農業基盤整備を推進します。
- 農業用水施設の整備を推進し、生産性の高い農業の確立を図ります。
- 耕作放棄地の再整備を推進し、農業生産の向上を図ります。

(主な取組)

- 環境との調和に配慮した基盤整備促進事業の推進
- 県営事業(中山間地域総合整備事業、畑地帯総合整備事業、水質保全対策事業、農地環境整備事業、農山漁村地域整備交付金等)の導入
- 農地や水利施設等の既存ストックの有効活用や耕作放棄地再生利用の推進

第2章 観光立島を目指した 多様な産業連携のまちづくり

(2)農村集落の活性化

- 魅力的で個性あふれるむらづくりをめざして、共生・協働の農村（むら）づくり運動を推進し、農村集落の活性化や再生を図ります。
- 高齢農業者の農業関連活動や農村地域活動への積極的な参加の促進に努めます。
- 地域ぐるみで効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を支援します。
- 地域資源の適切な保全管理や農村環境保全に役立つ地域協働の効果の高い取組を支援します。
- 自然環境との調和を図りながら、やすらぎのある農村環境の実現による定住促進を図ります。
- 地域特有の伝統・文化等を活かし、グリーンツーリズム※3等、農村のライフスタイルを実感できる体験メニューの開発による都市と農村の交流を促進します。
- 農業経営において女性の能力が発揮できる環境整備を促進します。
- 村づくりリーダー育成や生活研究グループの活動を支援します。

※3【グリーンツーリズム】

農山漁村において自然・文化、農林漁業体験や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

(主な取組)

- 農村集落活性化対策の推進
- 農業及び農村の基盤となる農地・水・環境の良好な保全と質的向上の推進

(3)さとうきびの振興

- さとうきび増産計画による春植・株出・夏植のバランスのとれた面積拡大を図るとともに、機械化を一層促進し、単位収量の増大と品質向上を図ります。

- 品目別経営安定対策※4への円滑な移行を目指し、さとうきび農家の経営安定を図るため、さとうきび受託組合の内容充実及び営農集団の育成を支援します。
- 土づくりや適期管理指導と地域に適した品種の普及による単収向上を目指します。

※4【品目別経営安定対策】

これまで品目ごとに一律に給付されていた交付金が改められ、経営面積など一定の要件を満たす農家に対して経営安定のための交付金を給付するというもの。平成19年から実施され、さとうきびも含まれる。

(主な取組)

- 春植・株出体系への移行推進
- 優良種苗の確保及び供給
- 機械化一貫体系の普及促進及び受託作業の推進
- ハリガネムシ等の病虫害対策の推進
- 生産振興対策と産地活性化の推進
- 品目別経営安定対策に対応した規模拡大や受託組織等の育成支援
- 耕作放棄地等への作付けによる収穫面積の拡大促進
- 堆肥の利用促進

(4)畜産の振興

- 肉用繁殖牛の増頭、優良雌牛への更新並びに子牛の商品化向上（交配指針に沿った交配）を促進するとともに、肉用牛改良・飼養管理技術の向上等による低コストで高品質な肉用子牛生産に努めます。
- 自給飼料確保のための草地の有効活用と飼料生産基盤の整備や集積に努めます。
- 家畜疾病の発生と蔓延を防止するため、家畜衛生対策を推進します。

(主な取組)

- 肉用牛農家の確保・育成
- 巡回指導の継続実施及び繁殖育成牛品

第2章 観光立島を目指した 多様な産業連携のまちづくり

評会開催による飼養管理技術・繁殖率の
向上・子牛の品質向上

■肉用牛導入貸付けの充実

■飼料作物研修会開催や機械化研修によ
る飼料生産の対策

■基盤整備による飼料畑の確保

■畜舎消毒研修会の開催による家畜衛生
対策の推進

(5)園芸の振興

○重点振興作物のタンカン、パッションフ
ルーツ、スモモ、マンゴーを核とした亜
熱帯果樹等及びカボチャ等の野菜を中心
とした園芸作物の規模拡大と併せて、組
織育成に努めます。

○耕地面積の有効活用を図るため、栽培技
術の向上や優良種苗の供給、防風資材や
トンネル資材の導入、ハウス施設等の生
産施設の整備を推進します。

○地域特性を活かした新規作物の導入を推
進します。

○イノシシ、カラス等の有害鳥獣等による
被害の拡大防止・軽減を図ります。

○カンキツグリーニング病※5やミカンコ
ミバエ等の特殊病害虫の侵入防止を図り
ます。

※5【カンキツグリーニング病】

かんきつ類に致命的な被害を与える病害。感染するとま
ず葉に黄色い斑紋が生じ、枝とともに変形していく。果実
は成熟しても小さく、表面に緑色の斑が残り、苦い。進行
すると徐々に衰弱して枝の先端から枯れていき、最終的
には枯死する。

(主な取組)

■果樹・野菜の園芸作物生産拡大への取組
推進

■奄美地域の特性を活かした農業生産拡大
への取組推進

■栽培技術研修会開催や優良種苗の確保

及び供給

■奄美群島移動規制害虫の防除体制強化

■農作物特殊病害虫等防除の取組推進

■イノシシ防護柵、カラス捕獲小屋の充実

■住用地区における農業・農村活性化施設
等推進事業(南部対策)の活用

■ハウス施設や省力化機械の導入支援

(6)流通販売対策

○流通・販売の戦略的な計画を構築し、新
たな流通開拓に努め、販路拡大を図りま
す。

○奄美大島が一体となり整備した広域的な
選果場を活用し、タンカン等の集出荷共
販体制の確立とブランド化を推進します。

○地産地消の推進や、規格外品対策のため
に直売所や農産物加工施設を整備し、付
加価値の高い農業生産を実現し、販売促
進と併せて農家所得の向上を図ります。

○輸送経費の低減を図るため計画的な出荷
体制の確立に努めます。

○アンテナショップや奄美出身者と連携し
た宣伝販売体制を強化し、ICTを活用
した農畜産物の紹介等PR活動に努めま
す。

○卸売市場の流通体制の充実・強化を促進
します。

(主な取組)

■直売所施設、農産物加工施設の整備推進

■地方卸売市場や大島本島地区農産物地
産地消推進協議会と連携し、地場産農産
物の生産出荷促進

■農林水産物輸送コスト支援事業を活用し
た島外出荷販売戦略、地産地消販売戦略
の構築

第2章 観光立島を目指した 多様な産業連携のまちづくり

(7)担い手対策

- 地域農業集団・農業生産組織の育成強化と農業近代化施設の支援、各種研修会を充実し、時代に即応する経営感覚の向上を図ります。
- 奄美市農業委員会や奄美市担い手育成総合支援協議会等と連携し、認定農業者など担い手の確保・育成、農地の流動化、耕作放棄地の解消等を推進します。
- 意欲ある新規就農者の確保・育成を図るため、農業後継者育成事業の充実を図ります。
- （公財）奄美市農業研究センターとの連携を強化し、農家の経営安定化を支援します。

（主な取組）

- 新規就農者補助事業の実施による新規就農者の確保
- 中核的担い手を中心とする高能率な生産組織の育成を促進
- 栽培研修、農業後継者育成奨学金などの農業後継者育成の取組推進
- 農業近代化資金等利子補給、農地流動化助成などの経営安定対策の推進
- 耕作放棄地解消事業の推進

(8)農村環境の整備

- 集落道路、農業集落排水事業等の整備により、農村地区の環境整備を推進します。
- 農村環境の整備については、自然環境との調和を図りながら、やすらぎのある農村環境の実現を目指します。

（主な取組）

- 農業及び農村の基盤の支えとなり、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る対策として、「農地・水・環境向上対策」の

推進

- 集落道路、農業集落排水施設、営農飲雑用水施設等の整備促進

(9)環境保全型農業の推進

- 農業の持つ自然循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、資源の循環利用による土づくりや、化学肥料、農薬の使用低減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な取組に努めます。
- 家畜排せつ物の堆肥原料やバイオマス※6への利活用を促進し、化学肥料等の使用低減を図り、環境と調和した循環型社会の形成を目指します。
- 堆肥センターの原料確保に努め、農家の堆肥利用促進と併せて農産物生産量の拡大を図ります。

※6【バイオマス】

太陽エネルギーを使って、水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、持続的に再生可能な資源。

（主な取組）

- 有機質資源の循環利用
- 堆肥生産販売の推進
- 肥料や農薬による環境負荷の軽減対策の推進

(10)新たな農業の展開

- 地域の特性を活かした農村環境の形成を図り、農村の多面的機能を活かした都市と農村の交流を推進します。
- 「食」と「農」のつながりを身近に感じる農業体験など、農業への親しみと理解を深める活動を促進します。
- 農業者の経営能力向上を図るため、他分野との異業種交流を促進します。

第2章 観光立島を目指した 多様な産業連携のまちづくり

- たんかん、パッションフルーツなどの従来の加工品のほか、新たな加工品の開発や販路拡大を促進し、農家所得の向上と地域活性化を促進します。
- 地域の農林水産物や食文化への理解を促進するための食育、地産地消を促進します。
- 「かごしまの伝統野菜」に登録されている品目を含め、各集落で昔から生産されている農産物の栽培を推進します。

(主な取組)

- 市民農園等を活用した農業体験機会の拡大
- 異業種交流の促進
- 直売所施設、農産物加工施設の整備推進(再掲)

(11)農地流動化の推進と耕作放棄地対策

- 農業の生産性向上と効率化を図るため、農地の利用集積と耕作放棄地の解消を促進します。
- 農地中間管理事業を活用し新規就農者への支援を推進します。

(主な取組)

- 担い手確保農地流動化の推進
- 耕作放棄地の再生活動支援
- 農地情報システムの導入
- 農地中間管理事業の推進
- 県営事業(中山間地域総合整備事業、畑地帯総合整備(担い手育成型)事業、農地環境整備事業、農山漁村地域整備交付金等)の導入(再掲)
- 耕作放棄地解消事業の推進(再掲)

2. 林業

現状と課題

本市の森林面積は、24,178haで総面積の約78.5%を占めており、そのうち国有林が2,229haで9.2%、民有林が21,950haで90.8%(内私有林6,081haで27.7%)となっています。

また、民有林の75.6%がイタジイ等を主体とした天然林となっており、人工林率は24.4%となっています。

これらの森林は、地域の林業生産活動が行われる経済林としてのみならず、水源かん養林、地球温暖化防止等でも重要な役割を果たしてきました。

今後は、この豊富な資源を有効利用するため、育成複層林改良等を計画的に推進し、建築用材や家具用材等への利用可能な優良林分へ誘導するとともに、森林のもつ水源のかん養・土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の多様な公益的機能の高度発揮を図る必要があります。

また、北部の海岸地域においては潮害や風害等を緩和するために、モクマオウや郷土樹種による海岸防災林の造成を推進してきましたが、今後は地域ぐるみで枝打ち等の適正な管理を行う必要があります。

さらに、奄美大島本島全域に拡大している松くい虫被害についても、関係機関と連携し、駆除対策に取り組んでいくことが重要となっています。

(計画目標)

* 林産物生産額

平成27年度 1億621万円 →

平成32年度 1億1千万円

第2章 観光立島を目指した 多様な産業連携のまちづくり

施策の方向

(1)林業生産基盤の整備

- 森林資源の健全な育成・保存を図るため、適地適木の造林・保育を推進します。
- 森林のもつ水源のかん養・土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の多様な公益的機能の高度発揮を図ります。
- 造林事業の効率化を図るため、自然環境に配慮した林道網の計画的整備を推進します。

(主な取組)

- 流域育成林整備事業、森林総合研究所分収造林事業の推進
- 林道整備の推進

(2)特用林産物※7の振興

- イタジイ、リュウキュウマツなどの森林資源を利活用し、乾燥技術等の活用による付加価値を高めた商品開発を目指します。
- シイタケ・タケノコ・木炭等良質で安全な特用林産物供給のため、生産技術の向上に努め、集出荷体制の整備を図り、地域特性を活かした産地づくりを推進します。

※7【特用林産物】

森林から生産される産物のうち、木材以外のきのこ類、木炭、竹、桐などの産物のこと。

(主な取組)

- 需給動向に対応した低コスト安定供給体制構築の検討

(3)森林環境の保全・活用

- 大島本島全域に広がりつつある松くい虫被害の拡大防止・軽減に努めます。
- 森林資源の公益的機能の維持増進を図るため、森林の機能に応じた造林・保育や

天然林改良等の森林整備を推進します。

- 関係機関との連携による森林技術研修等により、担い手や事業体の確保・育成を推進します。
- 奄美特有の自然や景観を活かした森林整備・保全を図り、地域住民等の憩いの場としての利用を促進します。
- 地域における亜熱帯照葉樹林の保全・活用のあり方については、奄美群島版「自然への配慮ガイドライン」(平成22年3月鹿児島県)に沿った森林伐採を促進します。
- 森林ボランティアの育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学生を対象とした森林環境教育を推進します。

(主な取組)

- 松くい虫駆除の推進
- 森林環境保全のための適切な間伐・除伐の推進

(4)地元産材の活用

- 奄美市木工工芸センターにおける照葉樹林等地元産材を活用した加工技術等の推進を図り、建築内装材や家具用材等への利用を促進します。
- イタジイ、リュウキュウマツなどの奄美産材の用途拡大を図るため、公共事業への積極的な活用、市場動向や耐久性・耐蟻性の調査研究を促進します。

(主な取組)

- 木工工芸センターの機能充実

第2章 観光立島を目指した 多様な産業連携のまちづくり

3. 水産業

現状と課題

本市の水産業は、周囲をサンゴ礁に囲まれ、近海には、天然礁による好漁場が点在するなど、古くから生活と密接に結びついた重要な産業のひとつであります。

漁業形態について、多くは、漁船による一本釣り漁業・潜水漁業を営んでおり、採介藻漁業、養殖業、刺網漁業なども営まれています。

しかし、水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少、内地産鮮魚の普及による魚価の低迷、漁業協同組合の取扱量の減少、燃油の高騰などにより漁家所得は減少傾向にあり、さらに、漁業従事者の高齢化、後継者不足など漁業従事者は、減少しており、大変厳しい現状と課題を抱えております。

そのような中、漁場の保全、漁業後継者の育成、鮮度保持の徹底による魚価の向上、加工品開発・販路拡大、魚食の普及に向けて一体となった取組を実施することで、水産業の振興を図ってまいります。

(計画目標)

* 漁獲高金額

平成 27 年度 4 億 3,783 万円 →

平成 32 年度 4 億 4,000 万円

* 漁業従事者数(正組合員数)

平成 27 年度 159 人 →

平成 32 年度 159 人

施策の方向

(1)漁業経営の安定と育成支援

○漁業活動の安全性を確保し、効率性を高めるために、防波堤や物揚場等の漁港整備を図り、漁業経営の安定化と育成強化を推進します。

○本土産地等との競争力を高めるために、離島におけるコスト高など流通条件の不利性を軽減する取組を促進し、漁業経営基盤の強化に努めます。

○効率的・効果的な漁具・漁法の導入、操業に支障を及ぼすサメ被害対策など漁獲量向上に向けた取組を推進します。

(主な取組)

- 海岸保全施設整備事業(海岸堤防等老朽化対策)
- 漁村再生交付金事業
- 水産物供給基盤機能保全事業
- 離島漁業再生支援交付金事業の活用

(2)漁場の拡大と環境保全

○漁業資源の有効利用の促進と漁業生産性の向上を図るため、漁場及び資源の調査を促進し、沿岸・沖合漁場の整備開発に努めます。

○赤土等による漁場汚染の防止やオニヒトデ等によるサンゴ礁被害の防止に努めます。

○種苗生産技術を活用した適地適種の放流事業を促進し、水産動物やウニ等の生育増進のため藻場の造成に努めます。

(主な取組)

- 浮魚礁・大型魚礁等の設置支援
- スジアラ・シラヒゲウニ等の放流事業支援
- 藻場再生事業の促進
- 離島漁業再生支援交付金事業の活用(再掲)

(3)流通販売対策

○地域資源を活用した水産加工品の多様化及び特産品開発を促進します。

○流通関連施設などの出荷体制の整備及び合理化を促進します。

第2章 観光立島を目指した 多様な産業連携のまちづくり

○地域水産物の直売施設や鹿児島県のアンテナショップ、奄美出身者と連携した宣伝や販売を促進します。

(主な取組)

- お魚料理教室、お魚まつり等の魚食普及事業の支援
- 水産加工施設の整備及び水産加工品開発の支援
- 観光物産展の活用
- 離島漁業再生支援交付金事業の活用(再掲)

(4)次代を担う組織と人づくり

○鹿児島県漁業協同組合連合会などと連携しながら、漁業協同組合の健全運営と経営基盤の強化を図ります。

○新たな漁業従事者の確保に向けて、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成を図ります。

○漁業協同組合青壮年部や女性グループ等への研修等を開催し、資質向上と組織活動の活性化を促進します。

(主な取組)

- 漁業協同組合の基盤強化支援
- 漁業後継者育成事業の促進
- 離島漁業再生支援交付金事業の活用(再掲)

(5)漁業集落の活性化

○魅力的で個性あふれる地域づくりをめざして、漁業集落の活性化を支援します。

○地域特有の伝統・文化等を活かしたブルーツーリズム※8等の開発による都市と漁村の交流を促進します。

○高齢者や女性が能力を発揮できる環境整備を促進します。

※8【ブルーツーリズム】

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて心と体をリフレッシュされる余暇活動。

(主な取組)

- 奄美群島まるごとブルーツーリズム促進事業
- 離島漁業再生支援交付金事業の活用(再掲)

(6)漁業集落環境の充実・保全

○漁業集落の生活環境施設や防災安全施設等の整備に努めます。

○漁港周辺環境の整備を図り、漁村地区の環境整備を推進します。

(主な取組)

- 県単市町村漁港整備事業
- 漁村再生交付金事業(再掲)
- 水産物供給基盤機能保全事業(再掲)
- 離島漁業再生支援交付金事業の活用(再掲)

(7)海洋資源の新たな活用

○新たな海洋資源を活用した水産業振興を図る調査研究を支援します。

○スジアラ等の地域特産種の種苗生産・放流技術開発・放流効果調査を促進するとともに、クルマエビ、モズク等の養殖漁業の展開を推進します。

○ブルーツーリズムなど漁業と観光の連携による漁村の活性化を推進します。

(主な取組)

- ブルーツーリズムの推進
- 離島漁業再生支援交付金事業の活用(再掲)

第2章 観光立島を目指した 多様な産業連携のまちづくり

第2節 商工業の振興

現状と課題

本市の商工業は、中小・零細企業が多数を占めている中で、基幹産業である大島紬の長引く低迷や人口減少等による消費の拡大が進まない状況により、事業所数・製品出荷額・卸小売販売額とも減少傾向にあります。

特に、製造業については大幅に減少しているところであり、地域資源を生かした産業の創出が課題となっております。

商業については、全体の小売店舗数が減少する中、店舗の大型化が進行するとともに、インターネットの普及による通信販売等への消費の流出も懸念され、中小小売店舗にとって厳しい状況となっております。特に、これまで奄美群島の中心商業地として、賑わいを見せていた中心商店街においては、空き店舗の増加・歩行者通行量の減少といった状況が続いており、中心市街地の空洞化が懸念されております。そのため、末広・港土地区画整理事業の進捗と連携し魅力ある中心市街地の形成を図るとともに、今後増加が見込まれる観光客を中心商店街へ誘客するなどの取組が課題となっております。

厳しい状況にある商工業の振興に向け、中小零細企業への資金繰り対策や経営相談窓口の機能強化、新たな産業の育成や企業誘致、中心商店街の活性化など総合的な対策が課題となっております。

(計画目標)

* 年間商品販売額(小売業計)

平成 24 年度 430 億 7,500 万円 →

平成 32 年度 450 億 6,500 万円

施策の方向

(1) 中小企業支援

- 商工会議所・商工会等の機能強化を図り、中小企業の支援に取り組みます。
- 中小零細企業への円滑な資金提供を図るため、借入利息に対する支援に取り組みます。
- 消費の喚起を図り中小小売店の振興と地域経済の活性化に取り組みます。

(主な取組)

- 商工会議所、商工会の機能強化に向けた支援
- 経営対策資金利子補助の実施
- プレミアム商品券の発行

(2) 賑わいのある魅力的な商店街の形成

- 賑わいのある魅力的な商店街の形成を図るため、奄美市中心市街地活性化基本計画の見直しを行い、市街地の整備や商業振興の両面から、総合的な活性化対策に取り組みます。
- 末広・港土地区画整理事業と連動し、多種多様な魅力ある商業施設の集積を促進し、中心商店街に市民が集い、散策できる商店街の形成を目指します。
- A i A i ひろばを中心商店街の集客施設として更なる利用促進に努めるとともに、観光客と市民の交流拠点として機能強化に取り組みます。
- 商工会議所・奄美市通り会連合会との連携を強化するとともに、まちづくり会社の活動を支援し、商店街の活性化対策に取り組みます。

(主な取組)

- 奄美市中心市街地活性化基本計画に基づく事業推進
- 集客イベントの開催、空き店舗対策事業等

第2章 観光立島を目指した 多様な産業連携のまちづくり

の商業振興事業の推進

- 大型商業集客拠点施設立地促進事業による支援
- 都市再生整備事業交付金を活用した各種事業の推進
- AiAiひろばの利用推進

(3)労働者福利

- 中小企業の福利厚生、雇用の安定・確保に努めます。
- 「(公財)奄美広域中小企業勤労者福祉サービスセンター」の充実強化に努めます。

(主な取組)

- 中小企業退職金共済掛金補助事業の推進
- (公財)奄美広域中小企業勤労者福祉サービスセンターへの支援

第3節 地場産業の振興

1. 本場奄美大島紬の振興

現状と課題

本場奄美大島紬は、全国的な和装需要の低迷等により、生産反数が昭和47年の284、278反を全盛期に減反へと転じ、平成27年には5、106反と全盛期の約2%まで落ち込み、生産額も、昭和55年の286億円を全盛期に減少し、平成27年は4.2億円と全盛期の2%を割り込む厳しい状況にあります。

長引く低迷は、紬従事者の離職の増加、高齢化の進行、後継者の不足など、生産体制に対する不安を生じさせる現状は、将来の技術継承も危ぶまれます。

しかし、和装業界全体においても、その高いブランド力は依然として健在であり、今後も本市の主要産業として位置づけられます。

今後は、伝統産業として受け継がれてきた技術を保存していく一方、消費者ニーズに対応した新商品の開発、若年層を対象にした斬新なアイデアによる商品の開発等を強力に推進して、販路拡大を図るとともに、受注生産が主体であった生産地が流通改革を行い、産地価格の適正化を図ることが重要となっています。

(計画目標)

* 生産反数、生産額の減少抑止

施策の方向

(1)生産体制の整備改善

- 産地再生計画を策定し、生産・流通体制の実態把握に基づく、計画的・効果的な施策を展開します。
- 奄美産地のブランドを高め、消費者のニーズに対応した新商品の開発を支援します。
- 手織り、泥染めによる奄美産地の特徴を活かした多品種少量生産体制を整え、地球印のブランドを高めます。
- 大島紬の技術を活用した新たなつむぎ産業の展開と技術の伝承を図ります。

(主な取組)

- トレーサビリティ※9システムの確立支援
- 新商品開発の支援
- 「ふるさと名物応援宣言」を行い、関係機関と連携して「地域ブランド」として育成・強化を図ります。

※9【トレーサビリティ】

対象とする物品の流通履歴(生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階)を確認できること。

第2章 観光立島を目指した 多様な産業連携のまちづくり

(2)産地を担う人材の育成

- 本場奄美大島紬織工養成など各生産工程人材の育成を支援します。
- 関係機関との連携を図り、生産意欲と技術の向上に努めます。
- 異業種交流や他産地での研修を促進します。

(主な取組)

- 本場奄美大島紬織工養成所の支援
- 地元での紬デザイナー等の育成支援

(3)新技術の導入と高付加価値生産体制の整備

- 旧鹿児島県工業技術センター奄美分庁舎を有効に活用し、大島紬を核とした新産業の創出と雇用の拡大に努めます。
- （公財）奄美群島地域産業振興基金協会との連携を図り、大消費地における展示・求評会の開催や原図コンテストによるデザイン力向上を推進し、独創性と独自性を持った商品開発を支援します。

(主な取組)

- 地元での紬デザイナー等の育成支援（再掲）
- 洋装化を含むファッション素材など、新商品開発への取組支援

(4)販路の拡大及び流通経路の合理化

- 本場奄美大島紬のPRと販路開拓・拡大に向け、大島紬大使や出身者等の活用を図ります。
- 市主催のイベントや産地主導の紬展等を効果的に開催してPRを行い、販路開拓・拡大を促進します。

(主な取組)

- 紬組合・販売組合が行うイベントの支援
- 奄美特産品市や産地まつりなど、イベント

の開催の支援

- 本市や奄美群島観光物産協会等が行うイベントにおける販売

(5)産地流通体制の整備

- 紬組合と販売組合の経営安定と機能強化に向けた取組を支援します。
- 販路開拓資金の有効活用による産地問屋機能の充実を図ります。

(主な取組)

- 本場奄美大島紬販路開拓資金の充実
- 紬組合と販売組合の経営安定及び統合に向けた取組支援

(6)紬着用機会の創出

- 「紬の日」や各種イベントを通して地域住民への紬着用機会を創出し、「紬の香りのするまちづくり」を目指します。
- 若い世代向けの製品開発や、紬学習・体験など紬に接する機会を増やすとともに、成人式・結婚披露宴など、紬着用機会の創出を目指します。

(主な取組)

- 1月5日の「紬の日」、毎月15日の「すきすき紬デー」の充実と継続実施
- 高等学校や専門学校での和装ファッションショーや着付け教室の開催支援
- 大島紬購入費助成事業の実施

2. 奄美黒糖焼酎の振興

現状と課題

奄美黒糖焼酎は、健康食志向のブームにのり、まろやかな風味の高級蒸留酒として、また、ミネラルやビタミンB類が多く含まれて健康にいいお酒として注目を集め、全国的な焼酎ブームの中で首都圏を中心に

第2章 観光立島を目指した 多様な産業連携のまちづくり

荷量も飛躍的に伸び、平成17年度は全体で10,885kℓ、県外移出量が6,462kℓの最高値を示しました。

しかし、その後、県内移出量の伸びに反して、県外移出量は、年々減少傾向となり、平成26年度については、全体移出量が7,124kℓと、ピーク時の19.5%減という厳しい結果になりました。

奄美黒糖焼酎は、本場奄美大島紬とともに奄美を代表する地域ブランドであり、今後も、地域ブランドとしてのイメージを確立するため、国内外へ広く宣伝・販売活動の促進を行っていく必要があります。

(計画目標)

* 全体移出量の減少抑止

施策の方向

(1) 新たな商品開発と新分野への展開

- 黒糖焼酎の高付加価値商品の開発・多様化を図ります。
- 焼酎製造過程の副産物を活用した新たな商品開発を促進します。

(主な取組)

- 新商品開発講習会や他の産業分野との連携による新商品開発支援
- 焼酎製造過程の副産物の活用方策の促進

(2) 販路の拡大と宣伝の強化

- 奄美黒糖焼酎製造業界の連携強化を支援し、官民協力による宣伝強化と販路開拓・拡大を図ります。
- 地域団体商標による黒糖焼酎のブランドの推進を図ります。

(主な取組)

- 輸送経費軽減のための共同輸送体制の確立
- 黒糖焼酎まつりの開催や焼酎の日など、イベント開催の支援
- 市主催のイベントや奄美群島観光物産協会主催の物産展等を活用した新たな販路開拓促進
- 「ふるさと名物応援宣言」を行い、関係機関と連携して「地域ブランド」として育成・強化を図ります。(再掲)

(3) 安定した経営基盤の確立

- 黒糖焼酎の原料である含みつ糖の確保と安定供給に向けた取組を促進します。
- 黒糖焼酎製造工程見学など観光産業と連携した取組を推進します。

(主な取組)

- 蔵元見学ツアーの実施

3. その他特産品の振興

現状と課題

本市は、亜熱帯性気候に属し、さとうきび、タンカン、パッションフルーツ、パイナップル等の農産物を活用したお菓子類、ジュース・ジャム、漬物などの加工品や、ハブ製品、夜光貝などの貝細工、大島紬の小物等の工芸品が生産されています。

近年は、伝統的な自然食品として人気のあるミキやカシャ餅に加え、健康志向を反映したキビ酢、ハンダマ等加工品、地域資源を活用した塩、ターマン等の製品が生産されています。

これら特産品は、独自販売のほか、本場奄美大島紬と観光PRを兼ねている物産展においても販売されており、近年は、大消

第2章 観光立島を目指した 多様な産業連携のまちづくり

費地でも通用する商品力と、奄美らしいPR力により、奄美単独の物産展にも取り組んでおり、徐々に、大消費地での奄美ブランドの確立に向けた礎を築いています。

しかし、その一方、量的に不安定な生産供給体制や、高コストな流通体制に加え、現存商品の品質向上、消費者ニーズを的確に捉えた商品開発等が課題となっています。

(計画目標)

*** 奄美群島観光物産協会の物産展販売額**
平成 27 年度 5,300 千円 →
平成 32 年度 6,360 千円

施策の方向

(1)地域資源を活用した商品開発と新たな健康・長寿分野等への展開

- 長寿の島のイメージを活用し、近年の健康志向にマッチした奄美の食材による新たな商品開発を促進します。
- 奄美の薬草等地域資源を活用した健康食品の開発を促進します。
- 研修会開催など特産品を活用した新商品開発を支援します。

(主な取組)

- 特産品開発技術研修会などの支援
- 食品衛生法等基本法令関係研修会の実施
- 新商品コンテストの開催支援と奄美ブランドの確立促進

(2)販路の拡大と販売促進

- 物産展開催など特産品のPRと販路開拓を推進します。
- トップセールスや本市主催の催事による販路開拓を推進します。
- 奄美市出身者との連携によりアンテナショップなどによる販売を促進します。

○ICTを活用した商品取引の支援や産地直送ルートの確立を図ります。

○学校給食に地元食材・特産品の活用など地産地消を推進します。

(主な取組)

- 奄美単独フェア開催の実施
- 大鹿児島展での奄美特集事業の実施
- 奄美出身者との連携による、アンテナショップの開設

第4節 観光の振興

現状と課題

奄美群島の観光客は、離島ブームといわれた昭和40年代後半から50年代前半にかけては順調に推移してまいりましたが、沖縄観光リゾート開発、海外旅行ブームなどにより、離島ブームも昭和60年まで減少傾向が続きました。その後、奄美空港のジェット化に伴い、主要地（鹿児島、東京、大阪、福岡圏）からの時間短縮及び輸送力の増大等が図られたことで、増加傾向に転じ、平成20年以降は、横ばいからやや減少傾向にありましたが、平成26年7月に成田－奄美間のLCC（格安航空会社）の就航や奄美群島振興交付金を活用した航路航空路運賃軽減事業などにより回復傾向にあります。

このような状況のもと最近では、奄美の特徴ある多様で豊かな自然や、特有の伝統・文化などさまざまな観光資源に触れる体験型の観光が注目されています。

また、観光受入体制については、島内外の交通状況を含めた基盤条件も徐々に整備され、奄美パークなどの観光拠点施設との連携が図られつつあります。

しかし、天候に左右されやすい観光メニ

第2章 観光立島を目指した 多様な産業連携のまちづくり

ューなど、奄美地域の持つ魅力が、十分に発揮されておらず、大きな課題となっています。

(計画目標)

* 入込客数

平成 27 年度 422,527 人 →
平成 32 年度 450,000 人

* 大型客船寄航回数

平成 27 年度 7 回 →
平成 32 年度 20 回

* スポーツ合宿者数(延べ人数)

平成 27 年度 9,880 人 →
平成 32 年度 13,000 人

* 奄美群島特例通訳案内士(平成 28 年度から実施)

平成 32 年度 20 名

施策の方向

(1)観光資源の活用

- 世界自然遺産登録を目指し、貴重な自然を有するイメージを活かした観光客の誘致に努めます。
- 外海離島という地域特性を活かした「アイランドセラピー※10」を推進し、花粉症の人を対象とした避粉地ツアーやタラソ奄美の竜宮を活用した癒し健康体験など、ヘルスツーリズム※11による新たな観光産業の創出に努めます。
- 歴史と風土の中で培われてきたシマ唄・八月踊り・地域食材などの伝統文化を観光資源として捉え、活用を図ります。
- 温暖な気候を活かし、名瀬・住用・笠利の各施設を活用したスポーツ合宿・スポーツイベントの誘致等、「スポーツアイランド構想※12」を推進します。
- 地域の魅力や資源を有機的に結びつけ、観光を中心に地場産業や特徴ある自然や

文化等を総合的に振興する奄美ミュージアム構想※13を推進します。

※10【アイランドセラピー】

島の快適な自然環境の中で心身を癒し、生命の再生を図ろうとすること。

※11【ヘルスツーリズム】

医学的な根拠に基づく健康回復や維持、増進につながる観光。

※12【スポーツアイランド構想】

「スポーツで癒す島」を基本理念と定め、恵まれた自然、人情などをベースに奄美をスポーツマーケットとして情報発信し、これに対する受入を新たなリーディング産業として位置づけようとする構想。

※13【奄美ミュージアム構想】

奄美群島をまるごと博物館に見立てて、奄美群島が世界に誇れる自然や文化・地場産業を有機的に結び、これを活かして、産業や観光、文化等を総合的に振興するための構想。

(主な取組)

- 世界自然遺産登録に向けた活動推進
- 自然観察・体験型観光プログラムの開発と活用
- スポーツ合宿受入施設整備の推進
- プロ野球キャンプに伴う施設整備の推進
- 観光ボランティアガイドの育成

(2)多彩な体験・滞在型観光の推進

- 豊かな観光資源を活用した、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム、エコツーリズム※14等体験・滞在型観光プログラムづくりを推進します。
- スギ花粉症のない島として、避粉地ツアーやタラソ奄美の竜宮を活用した癒し健康体験など、ヘルスツーリズムによる滞在型観光を推進します。
- シマ唄・八月踊り・地域食材などの伝統文化を通して、観光客と市民の交流の場を創出します。
- マスコミやインターネット等を活用し、多彩な体験・滞在型観光メニュー等、奄美の魅力を国内外に発信するとともに、

第2章 観光立島を目指した 多様な産業連携のまちづくり

旅行エージェント及び航空会社等との連携による広報・誘致活動を促進します。

- 奄美群島特例通訳案内士の育成、確保及び活用を図ります。
- 旅行業法特例を活用して、観光客滞在促進に係る奄美群島内限定旅行業者代理業者の確保に努めます。
- 観光客の誘客を図るため、メディアやSNS等を効果的に活用したプロモーション活動を推進します。

※14【エコツーリズム】

地域の自然環境や歴史文化を体験し、学ぶとともに、それらの保全に責任を持つ観光、余暇活動。

(主な取組)

- 金作原原生林などの観光資源の活用
- エコガイド等地域密着型の観光案内体制の構築
- コテージや簡易宿泊施設の整備促進
- 観光交流拠点施設の整備推進
- 奄美大島観光物産協会等民間との連携強化

(3)観光施設等の受入体制の整備

- 奄美の自然や景観に配慮した観光案内標識や植栽、周遊ルート内のトイレや休憩施設等の改善・整備を推進します。
- 地域内の観光施設等の相互連携強化を図り、周遊性のある観光ルートづくりを促進します。
- 観光客が満足し、再び訪れたくなるような温かく親切な受入体制づくりや観光事業者等の接客研修等、サービス提供体制の充実を図ります。
- 外国人観光客を含むすべての観光客が安心して観光できるよう、各種広報に努めるとともに、観光ガイド・通訳ボランティア等の人材育成・確保及び組織化を

支援します。

- 観光客の多様なニーズに対応できる特色ある体験・滞在型プログラムを一元的に提供できる体制整備を推進します。
- 5市町村の枠にとらわれることなく、行政や観光協会、観光事業者、NPOを含む地域全体の多様性をまとめるプラットフォーム機能としてのDMOの確立を推進します。
- 観光客が快適に観光できるよう、民設民営による光ブロードバンド基盤整備を支援するとともに外国人観光客からニーズの高い公衆無線LANの整備を推進します。

(主な取組)

- 観光施設の整備、施設のバリアフリー化の推進
- 観光地案内板・看板の設置
- 奄美大島DMO組織構築・法人化の支援
- 奄美大島体験交流受入協議会の活動支援
- 奄美大島観光統一ホームページの作成支援
- 光ブロードバンド・市内Wi-Fi整備推進

(4)広域・大型観光の推進及び交通体系の充実

- 国道58号等の主要道路や循環道路の整備、空港・港湾等交通拠点の整備を促進し、大型観光客船、修学旅行の誘致を目指します。
- 首都圏・関西圏・福岡・鹿児島・沖縄・群島内との航空路線の充実に努めるとともに、九州新幹線との連動など新たな交通体系の充実を促進します。
- 中国、韓国をはじめアジア地域からの観光客を視野に入れた大型観光客船の誘致や国際チャーター便の就航に向けてCIQ（出入国手続き）施設などの各種機能の整備に関する検討に努めます。
- 定期航路の船舶の高速化や快適性の向上

第2章 観光立島を目指した 多様な産業連携のまちづくり

を促進し、群島内のクルージングネットワークの形成を図ります。

(主な取組)

- 名瀬港観光船バースの施設整備の促進
- 航空路線の利便性向上と価格低減への取組の推進
- 奄美大島観光物産協会、奄美大島観光協会等民間との連携強化
- 奄美大島・喜界島航路対策協議会との連携
- 観光施設等のバリアフリー化の促進

(5)関連産業との連携強化

- 農林水産業や大島紬、黒糖焼酎及び一集落1ブランドなど地域産業と連携した多彩な体験プログラムの提供による体験型観光を推進します。
- 奄美の自然・文化等を活かし、地元企業と連携した奄美特産品の開発・提供を支援します。
- 情報産業と連携した観光情報発信を推進します。

(主な取組)

- 観光資源となる一集落1ブランドの推進
- 奄美大島観光物産協会との連携
- 奄美大島体験交流受入協議会の活動支援

第5節 情報産業の振興

現状と課題

離島の不利性を克服する新たな産業として、情報通信産業が期待されている中、本市では、インキュベート※15施設「ICTプラザかさり」の整備や人材育成事業の実施等により情報通信関連企業の誘致や仕事の誘致に取り組んでいます。

また、奄美情報処理専門学校や地元情報通信企業等により組織化された奄美情報通信協同組合との連携も相まって、人材の底

上げや首都圏等からの仕事誘致が図られ、市内の情報関連企業数や就労者数は大きく増加傾向にあります。

しかしながら、情報通信企業等が求める高度な技術を有する人材は依然として不足しており、人材の育成、確保が急務となっております。

また、急激な情報通信技術の進歩によりICTを活用したフリーランス※16等の新たな働き方も注目を浴びているところであり、本市としても市内全域への光ブロードバンド※17基盤整備支援やフリーランスが働きやすい環境づくりに取り組み、創業の促進や仕事機会の創出を図り、雇用機会の拡大や定住促進を進めていく必要があると考えております。

※15【インキュベート】

もともと「孵化器」の意味で、新しい産業への進出を目指す中小企業に建物・設備を賃貸し、経営指導などを行いながら地域の企業として育成していくこと。

※16【フリーランス】

特定の企業や団体、組織に専従しておらず、自らの才覚や技能を提供することにより社会的に独立した個人事業主もしくは個人企業法人。

※17【光ブロードバンド】

従来のダイヤルアップ接続やインターネット通信から、光を用いてより高速な通信を提供する回線やサービスの提供。

(計画目標)

* 情報関連企業就労者数

平成 27 年度 725 人 →

平成 32 年度 850 人

* 情報関連企業数

平成 27 年度 26 社 →

平成 32 年度 36 社

施策の方向

(1)地域情報化の推進

- 光ブロードバンド基盤を整備する民間通信事業者を支援し、民設民営による整備

第2章 観光立島を目指した 多様な産業連携のまちづくり

を推進します。

- 地域住民や外国人を含む観光客が利用可能な無線LAN※18の整備促進を図ります。
- ICTを活用した産業振興策として、農産物の生産管理・選果・流通体制等の効率化、集落伝統行事・祭り・音楽イベント等の観光情報発信機能の拡充、医療・健康・福祉相互間のネットワーク構築等を促進します。
- ラジオの難視聴、携帯電話の不感地域等の解消に努めます。

※18【無線LAN】

無線通信を利用してデータの送受信を行うLANシステムのこと。

(主な取組)

- 光ブロードバンド基盤整備事業
- 市内Wi-Fi※19整備事業
- 奄美市所有光ファイバーの有効活用
- 農業、観光、医療、福祉等各分野へのICT活用による産業振興の促進
- 情報通信格差の是正

※19【Wi-Fi】

無線LANの規格のひとつ。米国に拠点を置く業界団体(Wi-Fi Alliance)によって、国際標準規格を使用したデバイス間の相互接続が認められたことを示す名称。

(2)企業誘致・仕事誘致の推進

- 光ブロードバンド基盤を整備する民間通信事業者を支援し、民設民営による整備を推進します。
- インキュベート施設「ICTプラザかさり」や旧大島工業高校跡地を活用した創業、企業・仕事誘致を推進します。
- ICTプラザかさりに奄美市産業創出プロデューサーを配置し、施設内企業連携や奄美情報通信協同組合との連携による仕事誘致を推進します。
- ICTを活用し、時間と場所に捉われな

い新しい働き方を支援し、仕事機会の創出に努めます。

- 奄美市東京事務所や奄美市産業創出プロデューサーと連携し、情報通信・観光産業を主とした企業訪問を積極的に行い、企業・仕事誘致を積極的に推進します。
- 企業進出等を行う際の初期投資軽減策として、誘致企業等助成の充実に努めます。
- 企業誘致を推進するため、企業立地促進法に基づく基本計画に即した各種補助事業等の活用を努めます。

(主な取組)

- 光ブロードバンド基盤整備事業(再掲)
- 奄美市産業創出プロデューサーの設置
- フリーランス支援事業
- 誘致企業等助成の充実
- 国・県等の各種補助事業の導入

(3)人材育成の推進

- 多様化するICT関連業務に対応するため、情報通信技術者育成に努めます。
- OJT※20やOFF-JT※21による人材育成研修等を促進することで、ICT企業の中核的存在となる情報通信技術者育成に努めます。
- フリーランス人材の育成に努めます。
- 企業誘致・仕事誘致に備えた情報通信技術者育成に努めます。
- 中小企業の経営安定化に寄与する情報通信技術者育成に努めます。
- 人材育成を推進するため、企業立地促進法に基づく基本計画に即した各種補助事業等の活用を努めます。

※20【OJT】

On the Job Trainingの略。日常の業務につながら行う教育訓練のこと。

※21【OFF-JT】

Off the Job Trainingの略。通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練のこと。

第2章 観光立島を目指した 多様な産業連携のまちづくり

(主な取組)

- 情報通信技術者育成事業の推進
- フリーランス支援事業(再掲)
- 国・県等の各種補助事業の導入(再掲)
- 奄美市ICT人材育成センターの活用

第6節 雇用機会の拡大

現状と課題

本市の雇用情勢は一時期低迷しておりましたが、有効求人倍率の安定など回復傾向にあると感じております。

その中であって、外海離島に位置する本市の特性を活かした観光産業や、不利性を克服できる情報通信産業、さらに亜熱帯性気候を活かした農業など成長が期待できる分野があります。これら成長可能な分野を中心とした異業種の連携による、新規産業の創出・誘致が本市の持続的な発展に重要であると考えております。

また、高齢化が進む中、医療・福祉・介護分野におけるマンパワーのニーズは高く、これらの分野における人材育成やサービス基盤の整備により新たな雇用の創出が期待されています。

そのためにも、雇用機運の醸成、各産業における人材の確保・育成を図りながら、企業誘致、起業化の促進等による雇用機会の拡大を図ってまいります。

(計画目標)

*雇用機会の拡大

施策の方向

(1)雇用機会の拡大

○農業・観光・情報・医療・福祉・介護分野等において、地域ニーズに対応できる

人材育成・確保を促進するとともに、民間事業者への支援等、雇用機会の創出・拡充に努めます。

○農業・観光・情報産業をはじめとする各種産業の発展を支援する施策の充実を図ります。

○ICTを活用した情報発信機能の拡充及び販路拡大を支援します。

○地域の産業支援機関との連携を図り、起業化や新産業の創出に向けた支援体制の充実・強化に努めます。

○環境に配慮した地域資源の高度利用に関する研究を促進し、地域資源を活かした起業化や新分野への取組を支援します。

○産業間の連携による地域資源を活かした新たな事業展開に資する異業種交流を促進します。

○中小企業の経営安定化に寄与する情報通信技術者育成に努めます。

○就業機会の拡大や企業間の連携につながるベンチャー企業※22の立地に向けた取組を推進します。

○地域雇用サポート事業等の活用による、雇用機会の拡充に向けた取組を積極的に推進します。

※22【ベンチャー企業】

起業家精神に富み、新製品、新商品、新サービスの開発といった創造的な事業活動に取り組む中小企業のこと。

(主な取組)

- 成長期待産業に対する雇用機会の拡大に資する人材育成の推進
- 農業・観光・情報産業をはじめとする各種産業の施策の充実
- 起業奨学生貸付事業の推進
- (独)奄美群島振興開発基金との連携強化
- 奄美の恵まれた資源を活かした地域資源

第2章 観光立島を目指した 多様な産業連携のまちづくり

活用型産業の創出支援

- 新産業創出支援
- 異業種交流の促進
- 企業ガイダンスの実施
- 地域雇用サポート事業の推進(高卒ルーキー雇用奨励補助、新卒ルーキー家賃補助、地域産業雇用奨励サポート補助、インターンシップ補助)
- 国・県等の各種補助事業の導入(再掲)

(2)企業誘致

- 企業進出等を行う際の初期投資軽減策として、誘致企業等助成の充実に努めます。
- 企業誘致を推進するため、企業立地促進法に基づく基本計画に即した各種補助事業等の活用にあつて努めます。
- 情報通信・観光産業を中心とした企業訪問を積極的に行い、企業誘致を推進します。
- 地元の農林水産物や特産品等の地域資源、新エネルギー等を活用する産業など、新たな雇用を創出する企業の誘致を促進します。
- 県・奄美出身企業家との連携強化による企業誘致を推進します。
- 国・県と一体となって、都市機能の充実を図り、立地環境の整備や工業用地の確保を促進します。
- 積極的なトップセールスを展開します。

(主な取組)

- 誘致企業等助成の充実
- 国・県等の各種補助事業の導入(再掲)
- 地元出身企業家との交流会開催
- 県等関係機関との連携強化
- 企業訪問の推進

第7節 産業連携の推進

現状と課題

本市の産業構造は、長年、地域経済を牽引してきた大島紬や建設業を中心とした第二次産業の就業者が減少傾向にある中、観光・福祉・小売業を中心とした第三次産業は増加傾向にあり、その就業者数は全体の8割を超え、第3次産業の突出がより顕著になっています。

なかでも観光産業は、1次・2次産業をも刺激する総合的な産業として市民経済の大きな柱となっていることから、奄美でしか体験できない自然・文化等の地域資源を活用したメニューの開発等、特異性をより強く発揮することが求められています。

また、奄美には、農産物の規格外品や黒糖焼酎の製造過程で排出される焼酎廃液等、未利用資源が大量に存在しており、異業種交流や産官学連携により新たな地域資源として活用されることが期待されています。

今後は、従来の地域資源に加え、環境に配慮した世界自然遺産登録に向けた取組等、地域を総合的に捉えた産業間連携をより一層促進し、交流人口の拡大を図り、観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくりを推進してまいります。

(計画目標)

*一次産業の生産額等の向上

農業生産額

平成27年度 20億円 →
平成32年度 22億円(再掲)

林産物生産額

平成27年度 1億621万円 →
平成32年度 1億1千万円(再掲)

漁獲高金額

平成27年度 4億3,783万円 →
平成32年度 4億4,000万円(再掲)

第2章 観光立島を目指した 多様な産業連携のまちづくり

施策の方向

(1)産業連携による地域資源活用型産業の創出

- ICTを活用した産業振興策として、農産物の生産管理・選果・流通体制等の効率化、集落伝統行事・祭り・音楽イベント等の観光情報発信機能の拡充、観光施設等の予約システム構築、医療・健康・福祉相互間のネットワーク構築等を促進します。
- 農林水産業や大島紬、黒糖焼酎及び一集落1ブランドなど地域産業と連携した、多彩な体験プログラムの提供による体験型観光（グリーンツーリズム・ブルーツーリズム等）を推進します。
- 多様で豊かな自然や地場産食材、タラソ奄美の竜宮等健康施設を活用した癒し健康体験プログラムの提供により滞在型観光（ヘルスツーリズム）を推進します。
- 海洋資源、森林・植物資源、文化資源など、奄美の恵まれた資源を活かした地域資源活用型産業の創出を図ります。
- 黒糖焼酎の高付加価値商品の開発・多様化を図ります。
- 焼酎製造過程の副産物等を活用した新たな商品開発を促進します。
- 奄美の自然、文化等を活かし、地元企業と連携した奄美特産品の開発・提供を支援します。
- 産業連携を強化するため、異業種交流を促進します。

(主な取組)

- 農業、観光、医療、福祉等各分野へのICT活用による産業振興の促進
- 体験型観光メニューの開発支援
- 観光資源である一集落1ブランドの活用
- 新商品開発講習会や他の産業分野との連携による新商品開発支援

- 焼酎製造過程の副産物の成分調査と活用方策の促進
- 産学官連携による取組の推進
- 異業種交流の促進(再掲)

(2)時代の潮流に対応した事業への新たな展開

- PPP※23（PFI※24、指定管理者制度等※25）事業へ対応できる経営転換・人材育成を支援します。
- 社会ニーズに対応した公共施設の維持管理やリニューアルなどを支援します。
- 企業等の新分野及び他分野への進出を支援します。

※23【PPP】

Public Private Partnership の略。民間事業者の資金やノウハウ等を活用して社会資本を整備し、公共サービスの充実を進めていく手法のこと。（民間委託、指定管理者制度、PFI など）

※24【PFI】

Private Finance Initiative の略。公共サービス（公共施設の建設、維持管理、運営等）に民間の資金、経営能力及び技術的能力を導入し、効率的で質の高い公共サービスの提供を目指す手法のこと。

※25【指定管理者制度】

地方公共団体に限定されていた公の施設の管理・運営を、営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度である。

(主な取組)

- 国・県等の補助事業活用等による新分野及び他分野進出支援



第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

第3章 自然に囲まれた快適なくらしのまちづくり

第1節 生活基盤・環境の整備

1. 地域色を活かした土地利用の推進

現状と課題

本市は、生活物資の流通拠点である重要港湾名瀬港があり、今まで奄美群島における政治・経済・文化等の中心的役割を担ってきた名瀬地区や、空の玄関口として人的交流の拠点である奄美空港があり、奄美大島本島内でも平地が多く農業が盛んな笠利地区、また、急峻な山々に囲まれマングローブなどの多様な自然環境が広がる住用地区と、地域性の違う3地区で成り立っています。

名瀬地区においては、急峻な山に囲まれ、平地が少なく、公有水面の埋立て事業や土地区画整理事業などにより、都市機能の基盤整備を進め、市街地を形成してきました。

しかしながら、中心市街地では、進展する車社会への対応の遅れ、新市街地の形成による郊外への人口の流出、郊外への大型店の進出による商業機能の衰退、建物の老朽化や密集化による都市防災面での課題など、中心市街地の再生に向けた取組が求められております。

また、住用・笠利地区においては、近年、集落人口の減少や少子高齢化が進み、集落活力の低下が懸念されています。一方、その地域には、スローライフ的な生活、豊かな人情味や自然環境、シマ唄や八月踊り等の伝統文化など多くの地域資源が残されており、それぞれの地域の特性を活かした地域づくりが必要となっています。

近年では、「世界自然遺産」登録に向けた取組や自然環境の保全が推進されており、

今後とも、人と自然との共生する地域づくりが基本であり、開発と保全のバランスのとれた適正な土地利用が必要となっています。

今後は、多様化する市民生活へのニーズを的確に把握し、中心市街地の再生・活性化、快適な生活環境づくり、地域色を活かした活力ある集落づくりなど、それぞれ地域の実情や特性に応じたまちづくりを進めていく必要があります。

土地取引の円滑化や効率化を図り、健全な土地利用計画の実施や円滑な公共事業等の推進を図っていくために、計画的に地籍調査を進めていく必要があります。

(計画目標)

* 中心市街地整備進捗率

平成 27 年度 59.3% →

平成 32 年度 100%

* 地籍調査進捗率

平成 27 年度 30.8% →

平成 32 年度 36.6%

施策の方向

(1) 中心市街地の再生・活性化

○名瀬港本港地区（マリンタウン地区）と連携した「みなとまち名瀬」の顔として、みなとづくり・まちづくり・みちづくりを一体的に推進し、奄美群島の郡都にふさわしい総合的なまちづくりを推進します。

○中心市街地においては、土地区画整理事業等により、都市基盤整備と商業施設の再編を図り、居住・商業環境の向上と都市防災機能の強化に努め、また、土地の

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

有効かつ高度利用を促進し、にぎわいのある魅力的なまちづくりを推進します。

- 名瀬港本港地区（マリンタウン地区）においては、県施工の岸壁の耐震強化や防災拠点となる緑地の整備を促進するとともに、中心市街地の整備と連携した都市機能用地を確保し、中心市街地を補完した広域的なみなとまちづくりを推進します。
- 魅力ある中心市街地を形成するため、バリアフリーやユニバーサルデザイン※1に配慮した環境整備や奄美らしい個性ある景観整備に努めます。
- 「都市計画マスタープラン」や「奄美市中心市街地活性化基本計画」などの計画に基づき、ハード施策とソフト施策を一体的に推進し、中心市街地の再生・活性化を図ります。

※1【ユニバーサルデザイン】

高齢者や障害者の方々をはじめ全ての人々が安心して利用できるような施設・製品・情報の設計（デザイン）。

（主な取組）

- 末広・港土地区画整理事業の推進
- 名瀬港本港地区（マリンタウン地区）整備事業の推進
- 国道58号おがみ山バイパス事業の早期整備促進
- 都市再生整備計画事業を活用したハード・ソフト事業の推進
- 「奄美市中心市街地活性化基本計画」に基づく事業の推進
- バリアフリーやユニバーサルデザインへ配慮した取組の促進

（2）適切な土地利用の推進

- 自然環境に配慮しながら各種事業を実施し、人と自然が共生する地域づくりに努めます。
- それぞれ地域の実情や特性に応じて、都市的土地利用と農業的土地利用及び自然的土地利用との調和を図りながら、適正かつ合理的な土地利用を推進します。
- 「都市計画法」や「農業振興地域の整備に関する法律」などの法令や条例に則った適正な土地利用を推進します。
- 市・県有地等における未利用地について、地域経済や市民生活の向上に資する土地利用が図れるよう、有効な活用方策を国、県等と連携し検討していきます。
- 健全な土地利用計画の実施や円滑な公共事業等の推進を図っていくために、関係機関との連携を強化し、計画的に地籍調査事業を実施していきます。

（主な取組）

- 「都市計画マスタープラン」や「農業振興基本計画」などの地区計画に基づいた総合的・計画的な土地利用の推進
- 地域振興（活性化）に向けた「地区計画」の策定
- 関係機関との連携による適切な調査区域の設定、調査事業の推進
- 土地情報システムの充実・各システムとの連携強化

2. 快適な生活空間の創出

現状と課題

良好な居住環境の確保は市民生活の基本であり、名瀬地区の市街地では、これまで土地区画整理事業や公有水面埋立て事業等による面的整備と連携を図り、公園、上・

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

下水道の基盤整備を進め、良好な住環境の形成を図ってきました。しかしながら、名瀬地区の市街地では、都市基盤が未整備な地区や老朽化した木造住宅が密集した地区、また、山裾地区の土砂災害危険区域等に家屋が密集している地区などが見られ、今後も居住環境の整備が必要とされています。また、住用地区や笠利地区においては、過疎・高齢化が深刻な課題であり、集落機能の維持、活力の向上のためには、生活基盤の整備・改善を進め、定住人口の拡大が求められています。今後も、進行する少子高齢化社会や多様化する市民生活へのニーズに対応するため、安全で快適に暮らせる居住環境の整備に取り組むとともに、ユニバーサルデザインやバリアフリーへ配慮した人にやさしいまちづくりの推進が求められています。

本市の住宅事情は、総数の約50.6%が持ち家、約49.4%が借家の形態となっており、借家の割合では依然として公営住宅への依存度が高い状況となっています。本市では、昭和30年代から市営住宅の建設に着手して以来、これまで市や県において公営住宅の建設を進め、また、近年では、民間事業者による賃貸住宅の建設も進んでおり、量的にはほぼ充足されつつあります。しかしながら、多くの公営住宅は建設から相当の年数が経過し老朽化した住宅や狭小の住宅、今後耐用年数を迎える住宅への対応など、計画的な整備・改善が求められています。今後も、それぞれ地域の実情を踏まえ、高齢者や若者等の多様なニーズに対応した誰もが安心して暮らせる住宅や居住環境の整備が必要です。

公園・緑地は、市民の憩いの場や災害時

の避難地等として、重要な役割を担う公共空間です。本市における公園・緑地は、これまで都市計画事業や観光拠点整備事業等により整備を進めてきており、地域コミュニティの形成や観光交流の場として利用されています。都市公園では、概ね整備水準を満たしているところですが、施設が老朽化している箇所も見られ、公園施設長寿命化計画に基づく計画的な整備・改善が必要となっています。また、総合運動公園は、市民のスポーツ・レクリエーションの場として、また、陸上競技等のスポーツ合宿としての利用促進が図られておりますが、施設の老朽化が見られるため、公園施設長寿命化計画に基づく計画的な整備が必要となっています。

水道は、市民生活を支える必要不可欠な基盤施設であり、本市の上水道は、昭和30年度に事業に着手して以来、市民へ安定した水を供給するため、大川ダムや浄水場の整備など各水道施設の整備拡充を進めてきました。簡易水道としても、名瀬地区の郊外地域の整備を進め、平成18年度の市町村合併後には、住用地区、笠利地区において整備に取り組んでいるところであります。また、平田浄水場においては施設の更新事業に着手しており、今後は老朽化した配水管等の更新を計画的に行うなど、安定した生活用水の供給と効率的な事業運営が必要となっています。

生活排水対策としては、昭和51年度に旧名瀬市において、公共下水道事業に着手して以来、それぞれの地域の実情に応じて、公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・合併浄化槽設置整備事業の各種事業に取り組んでおります

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

が、施設の適正な維持管理と接続率の向上等、計画的な生活排水対策を図る必要があります。公共下水道事業及び農業集落排水事業は、施設の老朽化が進行していることから、「長寿命化計画」、「機能診断・最適化構想」を策定し、施設の改築・更新を計画的に行っていき、これからも、「奄美市污水处理施設整備構想」に基づき、整備を推進していきます。

快適な生活のためには、大気汚染、河川等の汚濁、有害虫の拡散など、さまざまな側面からの環境対策が求められています。環境問題は、日常の市民生活や事業活動から発生しているものが多く、行政はもとより、事業者、市民がそれぞれの役割を理解し、環境保全に向けた取組を推進していくことが必要です。本市の生活環境の整備では、依然として過密状態にある市有永田墓地の整備、老朽化したと畜場の早期建て替え、長浜旧ごみ焼却場・旧し尿処理場の早急な取り壊しと跡地利用計画などが課題となっており、市民の理解を得ながら全庁的に取り組んでいくことが必要です。

景観は、それぞれ地域ごとの歴史、地勢や生態系などの風土、文化や伝統、私達一人ひとりの暮らしや経済活動等と、技術の進歩や法律等の制度が背景となつてつくられるものです。本市には、豊かな美しい自然、地域独自の歴史や文化を感じられる史跡や名勝など、貴重な景観資源が残されており、今後、観光を含めたまちづくりに景観資源を活かしていく必要があります。

(計画目標)

* 土地区画整理整備率

平成 27 年度 93.2% →

平成 32 年度 97.2%

* 市営住宅の未水洗化戸数(水洗化整備)

平成 27 年度 252 戸 →

平成 32 年度 106 戸

* 污水处理人口普及率

平成 27 年度 93.5% →

平成 32 年度 96.2%

* 景観形成・環境保全活動支援事業実施団体数

平成 27 年度 34 団体 →

平成 32 年度 117 団体

施策の方向

(1)人にやさしいまちづくりの推進

○高齢者や障害者をはじめ観光などで街を訪れるすべての人が歩きやすく・わかりやすい市街地の形成を目指し、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した環境整備と街の案内や情報提供の整備を推進します。

○良好な景観の形成と風致を維持していくため、市街地地区では、公衆に対する危害を防止するために、県の条例に基づき屋外広告物の適正な管理に努めるとともに、農山村地区においては、周辺の自然や歴史・文化と調和した環境の整備に努めます。

○地域の持つ景観資源の保全と活用並びに環境美化の取組を推進します。

○市民や事業者及び行政が景観形成に対する認識を高め、相互の役割を理解し、市民とともに景観形成の推進に努めます。

○「人にやさしいまちづくり」を促進するため、市民と協働したまちの環境づくりに努めます。

○国へ無電柱化の推進について要望するとともに、世界自然遺産に向けてふさわしい景観整備を推進します。

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

(主な取組)

- 道路修景整備事業、情報板や案内板整備事業等の推進
- 歩道や公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の整備促進
- 屋外広告物の規制と適正な管理
- 景観に関する計画策定や条例制定の検討
- 景観形成・環境保全活動助成金制度の活用促進

(2)居住環境の整備

- 土地区画整理事業及び名瀬港本港地区（マリンタウン地区）整備事業等の推進により、良好な宅地の供給を図り、安全で快適な居住環境の創出に努めます。
- 山裾地区の土砂災害危険区域等において、県と連携し防災対策や住宅移転事業等を推進し、防災面の強化と生活環境の向上に努めます。
- 「住宅マスタープラン」に基づき、計画的に公営住宅等の整備改善を図っていきます。
- 民間事業者による住宅供給の動向を見極めながら、既存住宅の有効活用を図り、市民の多様なニーズや地域の実情に対応した公営住宅の供給に努めます。
- 老朽化した住宅の改修や修繕、住宅の空き状況の情報提供など、適正な住宅の維持管理に努めます。
- 高齢化社会に対応したバリアフリー化などを進め、住宅の安全性や快適性の確保に努めます。
- 定住促進施策については、引き続き定住促進住宅の整備に取り組むほか、空き家バンク制度や移住支援情報の充実、UIターン者向け住宅購入費・リフォーム助成制度を推進します。

(主な取組)

- 末広・港土地区画整理事業の推進
- 名瀬港本港地区（マリンタウン地区）整備事業の推進
- 急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業の促進
- 小宿土地区画整理事業の導入・推進
- 「住宅マスタープラン」、「既設市営住宅長寿命化計画」の実施
- 公営住宅整備事業及び既存公営住宅の外壁落下対策・水洗化切替えなどの改修事業の推進
- 高齢者や障害者へ対応したバリアフリー住宅整備の推進
- 定住促進住宅の整備、空き家バンク制度や移住支援情報の充実、UIターン者向け住宅購入費・リフォーム助成制度の推進

(3)公園・緑地の充実

- 「公園施設長寿命化計画」に基づき、既存公園施設の計画的な整備改善に努めます。
- 誰もが安心して使いやすい公園を目指し、公園施設の安全性や利便性の向上に努めます。
- 市民のスポーツ・レクリエーション活動の充実やスポーツ合宿等の交流拡大を目指し、総合運動公園の整備改善・機能の充実を図ります。

(主な取組)

- 公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の整備改善
- 太陽が丘運動公園、あやまる公園、内海公園整備事業の推進

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

(4)上・下水道施設の整備

- 安全で安定した生活用水を供給するため、計画的に水道施設の整備・拡充や老朽化した施設の更新を推進します。
- 快適な生活環境の改善や公共水域の水質保全のため計画的な下水道施設の整備や維持管理の適正化を推進します。
- 下水道整備区域外における合併処理浄化槽設置を促進します。

(主な取組)

- 平田浄水場更新事業の推進
- 簡易水道統合事業の推進
- 老朽化水道施設の計画的な改修・更新
- 公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業の推進
- 合併処理浄化槽設置整備事業の促進

(5)生活環境対策の強化

- 大気汚染・水質汚濁等の発生の抑制を図るため、適正な監視体制や指導の強化に努め、公害防止対策を推進します。
- 衛生的で美しいまちづくりを進めるため、環境教育・環境学習を推進し、生活環境の美化に向けた環境美化活動の促進と意識の向上に努めます。
- ヤンバルトサカヤスデについて、地域の実情に応じた効果的なまん延防止対策、環境整備を推進します。
- ごみ処理は、広域に収集を行い、焼却施設の連続運転によるダイオキシンの発生抑制に努めるとともに、ごみ処理施設の整備・改善を図ります。
- 市有（永田）墓地の過密化の解消や墓参道の整備を進め、高齢化等社会情勢の変化に対応できる墓地行政のあり方を検討します。

- 斎場及びと畜場は、衛生的で適切な施設管理及び設備の充実に努めます。

(主な取組)

- 公共用水域の水質検査
- ヤスデ防除対策事業
- ごみのポイ捨て防止条例の施行と周知による環境美化の促進
- 市有墓地の適正な維持管理と施設の整備
- 斎場及びと畜場の衛生的な管理と設備の充実

第2節 交通体系の整備

現状と課題

外海離島である奄美では、道路・港湾・空港は市民生活や社会経済活動の上で欠かすことのできない重要な交通基盤です。これまで、それぞれの機能向上に向け整備を進めてきましたが、多様化する市民生活の利便性向上、産業・観光の振興、災害時等における安全性の確保等から、道路・港湾・空港の各施設の機能向上・整備充実が未だ求められています。

道路については、産業・経済活動の支援や市民生活の利便性の向上、島内外の人流・物流の拠点となる奄美空港や名瀬港及び周辺町村や各集落間の円滑な島内交通の確保を図るため、国道58号や県道等の幹線道路の整備が引き続き必要となっています。名瀬地域の中心市街地では、中心部へのアクセスの向上、慢性的な交通混雑の解消、火災等の災害時における避難・代替機能を担う道路の整備が必要となっています。また、日常生活に身近な市街地内や集落間の生活道路では、幅員が狭く線形が不良で隘路となっている箇所や橋梁等の施設の老朽化している箇所が見られ、計画的な整

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

備・改善が必要となっています。

港湾については、名瀬港は生活物資の拠点施設であり、住民が安心できる生活を支えるため、震災時に対応できる港湾施設の耐震強化が必要となっています。名瀬港以外の各集落の港湾施設については、施設の老朽化や近年の海面上昇等の環境の変化への対応等が課題となっており、船舶の安全な運航を確保するため、施設の整備・改善が必要となっています。

空港については、島内外交流の重要な拠点施設であり、航空機の安全運行及び利用客の利便性の向上を図るため、滑走路等の施設の維持補修、バリアフリー化等の質の高い空間の創出など、空港施設の維持補修と利便性の向上が引き続き必要となっています。

離島の航路・航空路は、住民生活の利便性向上と島内外の広域的な交流を促進し地域の振興を図る上で重要な役割を担う交通手段であり、今後とも奄美空港、名瀬港、併せて、本土から奄美群島への海の玄関口ともなる鹿児島新港区の整備改善が求められています。また、関東・関西・福岡・鹿児島・沖縄などの航路・航空路線の拡充と奄美群島航路・航空路運賃軽減事業及び奄美群島交流需要喚起特別対策事業の継続的な実施などが求められています。

本市では、バスが唯一の公共交通機関であり、交通弱者等にとっては、住民生活をおくる上で欠かすことのできない交通手段であります。これまでも、地方バス路線補助制度（廃止路線代替バス）等により、地域住民の日常生活の交通手段の確保を図るため、状況に応じた対策を講じてきています。今後も、高齢化社会の進行する中、日

常生活において各地域、集落等の連絡を円滑にする交通手段の確保は重要な課題です。

（計画目標）

* 幹線道路整備率（幹線道路 12 路線）

平成 27 年度 66% → 平成 32 年度 71%

施策の方向

（1）道路交通体系の整備

- 島内外の人流・物流の交通拠点となる名瀬港と奄美空港へのアクセス改善と、周辺町村や各集落間を結ぶ広域的な交通ネットワークの強化を図るため、国道 58 号おがみ山バイパスと主要地方道名瀬・瀬戸内線（根瀬部・国直工区）、（仮称）三儀山バイパスや（仮称）有良・大熊バイパス等の幹線道路の整備を促進します。
- 各集落間の交流促進や住民生活の安全性・利便性の向上を図るため、市民生活に密着した生活道路の整備・改善を推進します。
- 災害等による他地域との交通遮断に備え、国や県及び隣接他町村と連携し、道路防災点検の実施や情報版の拡充及び防災対策に努め、災害に強い安全な道づくりを推進します。
- 橋梁等の老朽化した施設の点検を実施し、計画的に補修等を行い、施設の安全性や機能性の確保に努めます。
- 高齢者や障害者等をはじめ誰もが安心して通行できるよう、歩行空間の確保やバリアフリー化を推進します。
- 南国奄美らしい個性的で魅力的な道路景観整備と併せ、沿道の緑化や道路美化活動を進めるため、県や地域住民と連携した美しい道づくりを推進します。

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

(主な取組)

- 国道58号おがみ山バイパス事業の早期整備促進
- 主要地方道名瀬・瀬戸内線(根瀬部・国直工区)整備事業の促進
- (仮称)三儀山バイパス整備事業の促進
- (仮称)有良・大熊バイパス整備事業の促進
- 名瀬港臨港道路整備事業の促進
- 安全で円滑に通行できる道路網の構築(幹線指導の整備と県道の整備促進)
- 橋梁長寿命化計画による、計画的な補修・改修による橋梁整備
- 市道養緑整備の推進

(2)航路・航空路の整備・充実

- 名瀬港については、船舶や旅客の安全性・利便性の向上、物流の効率化を図るため、国や県と連携し、引き続き外郭施設や臨港道路及び旅客施設等の整備・改善を促進します。
- 名瀬港本港地区(マリンタウン地区)については、岸壁の耐震強化や防災拠点となる緑地の整備を促進するとともに、中心市街地の整備と連携した都市機能用地を確保し、中心市街地を補完した広域的なみなとまちづくりを推進します。
- 鹿児島新港については、離島住民の利便性の向上や物流の効率化を促進します。
- 各集落の港湾・漁港については、船舶の安全な運航と漁業の振興等に寄与する港として、既存施設の整備・改善や適正な維持管理に努めます。
- 奄美空港については、航空機の安全な運航と利用者の利便性の向上を図るため、設置者の県と連携し、施設の改修や機能の向上並びに適正な管理に努めます。

○ 島内外との交流の促進と住民生活の安定や利便性の向上を図るため、離島航路・航空路の維持・充実及び支援制度の継続実施に努めます。

○ 海外からの観光客を視野に入れた大型観光船の誘致や国際チャーター便の就航に向けて、C I Q(出入国手続き)施設などの各種機能の整備に関する検討を進めます。

(主な取組)

- 名瀬港改修事業の促進
- 名瀬港本港区(マリンタウン地区)整備事業の推進
- 旅客施設等のバリアフリー化の促進
- 既存港湾施設の整備改善と適正な維持管理
- 交流人口増加に対応した奄美空港ターミナル施設の整備促進
- 航路・航空路の維持・拡充や航路・航空運賃の継続的な軽減化への取組の推進
- 奄美大島・喜界島航路対策協議会との連携
- 漁港施設長寿命化・漁港海岸施設長寿命化

(3)公共交通体系の充実

- 各地域、集落等を円滑に連絡する交通手段の維持を図るため、交通弱者等の島内移動ニーズに対応した持続可能性の高い地域公共交通を促進します。
- 公共交通利用促進の取組を強化し、路線バスの維持・拡充に努めます。
- 廃止路線代替バス等については、更に地域の実情を踏まえつつ、利用促進と運行形態の見直しを図り、路線の維持に努めます。

(主な取組)

- 廃止路線代替バス運行費補助事業の継続実施
- 大島地域バス対策協議会等との連携

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

第3節 自然環境の保全と活用

1. 世界自然遺産登録への取組

現状と課題

本市の自然環境は、世界的に見ても貴重な希少野生動植物が生息し、独特の生態系を育んでおり、世界中の人々にとっても貴重なかけがえのない財産となっています。

このかけがえのない豊かな自然環境を大切に保全・活用しながら、次の世代に確実に承継することが肝要です。

しかしながら、マングースやノイヌ・ノネコ※2による希少動物の捕食、希少植物の盗掘等により、奄美の希少野生動植物は絶滅の危機に瀕しています。

多様な生態系である生物多様性の調査、把握、保全に努めるなど、本市の有する豊かな自然を保全・再生することが重要な課題となっています。

また、希少野生生物の生息をはぐくむ亜熱帯性の森は、林業の資源としても活用されており、林業と世界自然遺産登録への取組の両立を図ることが重要となっています。

さらには、世界自然遺産登録を見据え、奄美大島内における自然観光関連施設等について近隣自治体と連携し、周遊性の確保に向けた効果的な活用を促進するほか、奄美群島において持続可能な自然資源の利活用に向けたエコツーリズム等の取組を推進するなど、人と自然との共生を図っていくために、関係機関の一体的な取組が求められています。

※2【ノイヌ・ノネコ】

人間の生活圏より離れて山野へ移り、野生生物となったもの。カタカナ表記して使用している。

(計画目標)

- * 国立公園の指定への推進
- * 遺産価値である奄美の豊かな自然環境の保全と希少な野生動植物の保護

施策の方向

(1)自然環境の保全・再生

- 奄美大島5市町村において制定された「奄美大島生物多様性地域戦略」を基に自然環境の保全や希少野生生物保護対策に取り組みます。
- 国立公園の地域指定並びに世界自然遺産登録の早期実現を図るため、関係機関との連携を深め、気運の醸成を図ります。
- アマミノクロウサギ等の希少野生生物のロードキル（交通事故）対策やノヤギ、ノイヌ・ノネコを含めた外来種対策、またサンゴ礁の再生やオニヒトデ駆除等、自然環境の保護・再生に取り組みます。

(主な取組)

- 世界自然遺産登録に向けた啓発活動の強化
- 奄美大島5市町村による自然環境パトロールの実施
- サンゴ再生事業の継続実施
- ウミガメ保護監視業務の継続実施
- ノヤギ駆除事業、オニヒトデ駆除事業の継続実施
- 外来動植物の適切な管理の促進
- ノネコ対策事業の実施
- 飼い猫の適正飼養及び野良猫対策事業の実施

(2)人と自然との共生

- 奄美群島自然共生プラン※3に基づき、関係機関、地域住民、NPO等とのネットワークの形成を推進するとともに、地域

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

内外への情報発信等に取り組みます。

- 自然環境の保護を目的とした条例の整備・充実を推進し、多様な自然の生態系の把握・保全や情報発信に努めます。
- 自然環境の保全に配慮しつつ、地域の特色を生かしたエコツーリズムや環境学習の推進を図ります。

※3【奄美群島自然共生プラン】

奄美群島の多様な自然との共生を目指した地域づくりの指針。平成15年9月、県と地元市町村が一体となり策定したもので、奄美固有の自然とこれにかかわる生活、文化などを地域づくりの資源＝「宝」として位置づけ、これを再認識・再発見するとともに、これらを核とした「人と自然が共生する」個性的な地域づくりを目指している。

（主な取組）

- エコツーリズムの推進
- 奄美市飼い猫の適正飼養条例の普及推進
- ごみのポイ捨て防止条例の普及推進
- 海岸漂着物地域対策事業の継続実施
- 市町村間の連携による自然観光関連施設等における周遊性確保に向けた効果的活用の促進

2. 資源循環型社会の構築

現状と課題

人間が科学技術の発展を背景に豊かで便利な生活を求め、大量生産・大量消費等の経済活動を行ってきたことにより、地球温暖化による海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行など地球規模の環境問題が顕在化し、大きな社会問題となっています。

地球温暖化防止は、全人類で取り組まなければならない問題であり、本市でも市民一体となって地球温暖化防止に取り組む必要があります。

また、容器包装リサイクル法が施行され、リサイクル分別も浸透してきていますが、

更なる分別率の向上、「家電リサイクル法」「自動車リサイクル法」の徹底を図り、未活用資源のリサイクルや不法投棄を防止するための監視体制の強化に努めなければなりません。

さらに、名瀬クリーンセンターの供用開始（H9年）から、既に19年が経過しており、リサイクルと廃棄物の減量化による最終処分場の延命は、行政経費の節減という面からも大きな課題となっています。

（計画目標）

- * 名瀬クリーンセンターへの一般廃棄物搬入量の20%以上削減
- * ごみ焼却から発生するCO2排出量の10%削減

施策の方向

(1)循環型社会への取組

- 奄美市地球温暖化防止実行計画に基づき温室効果ガス排出を積極的に抑制し、行政活動に伴う環境負荷を総合的かつ計画的に提言します。
- 環境教育・環境学習を推進します。
- 自動車リサイクル及び家電リサイクルの収集運搬料金の軽減措置の促進など離島排出者の負担軽減を図ります。
- 各種リサイクル法の促進及びごみの減量化に向けた取組を広域的に行うことで、廃棄物の適正処理を推進し生活環境の保全に努めます。
- 廃棄物の排出抑制のため、消費者（市民）・事業者・行政がそれぞれの立場で、役割を認識履行すると同時に協働・連携を目指します。
- 21世紀の成長産業といわれる環境産業の育成を促進するため、離島における資

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

源循環型のリサイクル産業の整備を図ります。

(主な取組)

- 奄美大島リサイクル促進協議会の活動支援と自動車リサイクル及び廃家電離島支援事業の推進
- 不法投棄(家電、自動車、粗大ごみ等)防止パトロールの強化
- クリーン監視員の配置継続
- 環境を守る標語・ポスター展の開催
- 環境産業との連携推進

(2)新エネルギーの利活用

- 地球温暖化対策を推進するため、太陽光発電・風力発電・バイオマスエネルギーなどの地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進します。
- 省エネルギー対策を推進するため、啓発活動等による市民や事業者への意識の高揚に努めるとともに、公共施設等への省エネルギー設備の導入に努めます。
- 低燃費・低公害車の普及や自動車排気ガス等の排出抑制運動を推進し、環境にやさしい交通手段の普及に努めます。

(主な取組)

- 新エネルギー普及啓発の推進
- 公用車への低燃費・低公害車の導入
- バイオマス利活用に向けた事業化の促進

(3)地域活動の推進

- ごみの減量化・再資源化を推進するため、事業者や市民への広報・啓発活動の充実に努めます。
- 環境に配慮した自然にやさしい製品である「グリーン商品※4」を積極的に使用することにより、事業者や市民への環境啓

発を行うとともに、環境への負荷低減に努めます。

- 教育委員会との連携により、学校における環境教育の充実を図り、学校や地域での資源物の集団・拠点回収を推進します。
- NPO法人やシルバー人材センター等を積極的に活用し、持続可能な環境分野の雇用創出に努めます。
- 行政・消費者(市民)・事業者との連携によるレジ袋のあり方を検討します。

※4【グリーン商品】

環境や人の健康に影響を与えているような物質の使用や排出が削減されているなど環境にやさしい商品のこと。

(主な取組)

- 環境教育・出前講座等による市民へのリサイクル思想の普及・啓発
- リサイクル商品購入の推進と家庭用生ごみ堆肥化容器助成の継続実施
- エコマネー※5 事業の推進とリサイクルプラザの検討
- マイバッグキャンペーンの推進とレジ袋削減に向けた地域取組を促進

※5【エコマネー】

「エコノミー(経済)」と「エコロジー(環境)」「コミュニティ(共同体)」が一体となって流通するお金「エココミュニティマネー」を略した造語。特定の地域などでのみ流通する疑似通貨のこと。コミュニティ通貨、地域通貨とも呼ばれる。

第4節 安全な地域づくりの推進

1. 防災対策・体制の強化

現状と課題

本市は、台風の常襲地帯に位置していることに加え、急峻な地形を有する地域が多く、また近年の集中豪雨や近海での地震発生などから、水害、土砂災害、津波、高潮等のさまざまな災害への対策が求められています。

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

平成22年10月奄美豪雨災害においては、市内の広い地域で崖崩れや河川の氾濫などが発生し、数名の死傷者や数多くの家屋浸水等の甚大な被害を受けました。

この災害では特に、一般加入電話や携帯電話等あらゆる通信手段が寸断されたことによって一時連絡がとれない地域も発生し、災害等の非常時にも対応できる情報通信体制のあり方が大きな課題となりました。

本市の市街地においては、未だ山裾地区等の土砂災害危険区域内に家屋が密集している地区や、道路幅員が狭く消防活動が困難な地区が点在するなど、土砂災害や都市火災等への対策が必要になっています。

こうした中、市民生活の安全と安心を確保するためには、防災対策工事や情報通信体制等の基盤整備と併せ、市民自らの防災意識の向上と災害の発生状況に対応できる地域の防災体制の強化が重要となっています。

消防体制については、災害の大規模化、市民ニーズの多様化等により、この変化に防災の拠点として安全・確実・迅速な対応が必要とされていることから、体制の充実強化を図るために、地域防災の中核となる消防団活動の促進や防災関係機関等との連携強化をより密に行うとともに、自主防災組織の育成等による市民の防災意識の高揚が不可欠となっています。

救急業務については、交通事故の増加、高齢化の更なる進展や市民意識の変化に伴い、救急業務に対する需要への対応や近年の応急手当・処置拡大の重要性など救急技術の高度化が急務となっている中で、救命率の向上を図るためには、AED（自動体外式除細動器）※6を含む救急講習の普及を

促進するなど高度な専門知識と常時対応できる体制が求められています。

※6【AED（自動体外式除細動器）】

心停止の一病態である「心室細動」の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。

（計画目標）

* 自主防災組織率

平成27年度 56.4% →

平成32年度 70.0%

施策の方向

（1）防災対策・体制の強化

- 県との連携を図り、急傾斜、砂防、治山、治水等の防災対策事業を計画的に導入・促進するとともに、国へ無電柱化の推進について要望するなど、災害に強い基盤整備を推進します。
- 大規模災害発生時に備え、避難・救援・復旧作業等の陸上・海上ルートを確保するため、道路網の整備や名瀬港の耐震岸壁等の整備を促進します。
- 山裾地区等の土砂災害危険区域では、県と連携し防災対策工事やがけ地近接住宅等移転事業等を促進に努めます。
- 農地や人家等における風害・潮害、高潮等による災害の防止を図るため、自然環境や生態系に配慮した海岸保全施設や防風林の整備を図ります。
- 風水害や地震等のあらゆる災害に備え、「奄美市地域防災計画」に基づき、関係機関合同による災害危険箇所の掌握点検や防災訓練の実施、危機管理体制の強化、警戒避難体制の確立、住民の防災意識の向上や自主防災組織の育成、災害時要援護者対策の促進などに努めます。
- 災害時における市民への情報提供や関係

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

機関等との迅速かつ的確な相互連絡を行うため、地元FM・テレビ放送等との連携及び情報収集伝達体制の確立に努めます。

- 土砂災害等で孤立化する恐れのある地域については、関係機関と連携し、孤立地域の救援体制の確立や情報伝達手段の確保に努めます。

(主な取組)

- 急傾斜地崩壊対策事業、小規模急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業、治山事業の促進
- 河川防災対策事業、住用川内水対策事業、災害防除事業の推進
- がけ地近接住宅等移転事業等の促進
- 国道58号おがみ山バイパス事業の早期整備促進
- 主要地方道名瀬・瀬戸内線(根瀬部・国直工区)整備事業の促進
- 避難・代替道路網の早期整備促進
[(仮称)三儀山バイパス・(仮称)有良・大熊バイパスの計画実現]
- 名瀬港改修事業の促進(再掲)
- 関係機関合同による防災点検と防災訓練の実施
- 防災マップ及び避難勧告基準の作成
- 防災施設整備等による危機管理体制の強化
- 自主防災組織の育成と活動助成等の推進
- 防災行政無線のデジタル化整備推進
- 衛星携帯電話等の災害に強い通信体制の整備推進
- 地元FM、テレビ放送等との災害情報提供体制の連携強化

(2)消防・救急体制の強化

- 複雑多様化する災害に的確に対応するため、関係機関と連携を密にし、設備や資機材の充実、消防職員や消防団員の資質と技術の向上を図り、消防体制と救急・救助体制の強化に努めます。
- 救急業務の高度化を図るため、専門的な知識や技能を修得する救急救命士の養成や救急隊員に対する教育訓練の充実に努めます。
- 住宅火災の未然防止及び死傷者の減少を目指し、一般住宅への住宅用火災警報器の早期普及を促進するとともに、高齢者世帯等の防火安全対策の指導強化に努めます。
- 火災予防運動の展開等による広報活動の強化や自主防災組織及び婦人防火クラブの育成強化を促進し、市民の防災意識の向上に努めます。

(主な取組)

- 奄美ドクターヘリ運用に伴う医療機関等との連携強化
- 消防車両や資機材の配置更新
- 消防拠点施設の整備推進
- 奄美海上保安部等と大島地区消防組合の相互協力による水難事故への救助体制の充実・強化
- 鹿児島県消防学校等への消防職員及び消防団員の派遣研修
- 消防団員の確保と消防団活動の活性化
- 住宅用火災警報器の設置促進
- 防火意識の高揚と自主防災組織の育成

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

2. 交通安全・防犯対策の強化

現状と課題

今日の車社会や高齢化社会が進行する中、本市では、行政と市民とが一体なって、交通安全運動等を推進し、交通安全に対する認識の向上に努めてきております。

しかしながら、近年の交通事故の状況を見ると、発生件数は減少傾向にあるものの死者や多くの負傷者が出ており、道路交通環境の整備改善、交通マナーやモラルの向上などの交通安全対策が必要となっています。

市民の安全・安心な生活を確保していくためには、交通安全対策と併せ、犯罪のない明るい地域社会づくりも必要です。

今後とも、関係団体やボランティア団体などと連携し、地域における防犯体制の充実と防犯活動を推進し、市民一人ひとりが防犯に対する意識を高めていくことが必要です。

(計画目標)

*** 奄美市交通安全計画に基づく交通安全意識の向上と安全な交通環境の充実**

施策の方向

(1)交通安全意識の啓発

- 子どもや高齢者等の交通安全教育を推進し、交通ルールへの遵守、交通マナーやモラルの向上に努めます。
- 地域、学校、警察等と連携して交通安全運動を推進し、交通安全意識の普及・高揚に努めます。
- 交通事故による被災者を救済するため、交通災害共済制度の加入を促進します。

(主な取組)

- 交通安全教育や広報活動の推進
- 交通安全運動(職員の立哨による指導、道路パトロール等)の継続実施
- 交通災害共済制度の加入促進

(2)安全な交通環境の整備

- 学校の通学路や交通事故の危険箇所等の点検を実施し、道路や交通安全施設等の整備改善に努めます。
- 高齢者や障害者をはじめすべての人々が安全で歩きやすい環境を確保するため、バリアフリーに配慮した道路の整備を進めるとともに、街灯や防犯灯を設置し、人に優しい道づくりを推進します。

(主な取組)

- 交通安全施設、ゾーン30、街灯・道路照明灯の整備促進
- バリアフリーに配慮した道路の整備・改善

(3)防犯対策の推進

- 防犯活動を推進し、市民の防犯意識の高揚に努めます。
- 地域の関係機関・団体及びボランティアと連携し、地域ぐるみの防犯体制の強化に努めます。
- 犯罪を未然に防止するため、防犯パトロールの実施やLED防犯灯の整備等を促進し、安全な環境づくりに努めます。

(主な取組)

- 関係団体等との連携による地域防犯体制の強化

第3章 自然に囲まれた 快適なくらしのまちづくり

3. 安全な市民生活の確保

現状と課題

本市のような離島においては、生活関連物資や産業資材等の多くを本土からの移入に依存せざるを得ないため、輸送費の負担がかかります。そのため、奄美地区の物価水準は依然として本土地区と比べ高い水準となっており、今後とも本土との価格差縮小に向けた取組が必要となっています。

市民の消費生活を取り巻く環境は、近年の情報化、高齢化等の社会経済情勢の変化により、複雑・多様化する傾向にあります。

消費生活が豊かになる反面、多種多様な商品の氾濫や販売競争が激化しさまざまな消費生活問題が発生するなど、消費者が自らの意志に基づき適切な判断が行えるよう支援することが必要となっています。

また、消費生活相談については、法整備等が進んではいるものの、依然として多重債務、架空請求やインターネットによるトラブル等の相談が続いている状況です。こうしたさまざまな消費生活相談に対応できるよう奄美市消費生活センターの体制を整えることが必要となっています。

(計画目標)

*** 消費生活における被害防止や、その安全を確保するための情報提供、相談体制の強化**

施策の方向

(1) 離島物価対策の推進

○生活関連物資の物価・流通の状況により、必要に応じて、国・県・関係業界に対し、本土との格差縮小に向けての協力要請及び要望活動を行います。

○価格差の大きい石油製品等について、安定的かつ効率的な供給体制を確立し、流通費用の軽減方策や必要な施設整備のための取組を促進します。

(主な取組)

- 生活関連物資の物価安定要望活動の実施
- 離島における割高なガソリン価格是正のための要望活動の実施

(2) 消費生活相談体制の充実

○消費生活講座や広報誌及び地元マスコミ等を活用し、消費者への情報提供や意識の啓発に努めます。

○弁護士会と連携を図り、消費生活問題等に対する相談体制の充実・強化を図ります。

(主な取組)

- 消費生活情報のチラシ、パンフレットの作成・配布
- 無料法律相談の継続実施
- 消費生活相談員に必要な専門的知識及び技術習得のための研修への参加



第4章 地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくり

第1節 学校教育の充実

1. 幼児教育

現状と課題

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものです。幼稚園教育は、計画的に環境を構成し、遊びを中心とした生活を通して体験を重ね、一人ひとりに応じた総合的な指導を行うものです。

近年子どもの育ちが変化しており、基本的な生活習慣の欠如、食生活の乱れ、自制心や規範意識の希薄化、運動能力の低下、コミュニケーション能力の不足、小学校生活にうまく適応できないなどの課題が指摘されています。

また、保護者の子育てに対する不安を解消し、親がその喜びを感じることができるようになることが大切です。そのために、幼稚園の機能を生かした子どものよりよい育ちを実現する子育ての支援が必要です。

このように、単に保育を提供するにとどまらず、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育と小学校教育との円滑な接続の在り方について真剣に取り組むことが求められています。

(計画目標)

* 国の制度改革への適正対応

施策の方向

○幼保小の連携を密にし、スムーズな移行が図られるようにします。

○地域行事等への積極的な参加を促進し、家庭や地域との連携を図りながら幼児教育の一層の充実を図ります。

○幼児の発達段階に応じたしつけ等、人間形成を重視した家庭教育学級を開催します。

○健やかな幼児を育てるため、教諭等の資質の向上に努めます。

(主な取組)

- 幼稚園から小学校の円滑な移行を見据えた教育課程編成
- 園外保育、親子ふれあい活動、自然に親しむ親子の集いなどの実施
- 祖父母参観日の開催、まつり等各種地域行事への参加促進
- 家庭教育学級、保護者参観の実施
- 教諭等の研修会の開催
- 「あまみっ子」ジョイントプラン、「あまみっ子運動遊び・体育教室」の実施
- 島口伝承活動の推進

2. 学校教育

現状と課題

人口減少・少子化の進む中で、本市の小・中学校においては、子どもたち一人ひとりに確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育むための教育実践が行われています。

確かな学力については、「分かる授業」の創造を目指した授業実践や校内研修が行われています。しかし、依然として学力の個人差が大きく、成果は満足すべきものとはなっていません。授業改善の推進・きめ細かな指導の充実・特別支援教育の充実などが課題となっています。

豊かな心については、すべての学校において落ち着いた環境のもと、自律心や協調

第4章 地域の中で教え、 学ぶ教育・文化のまちづくり

性・思いやりの心・感動する心など感性を育む取組が行われています。しかし、不登校の解消やごく一部の問題行動を繰り返す児童生徒への支援が問題となっています。いじめや不登校への対応・積極的な生徒指導等の推進・自己肯定感の育成などの息の長い取組が課題としてあげられます。

健やかな体については、すべての学校において児童生徒が運動・スポーツに励んでいます。ただ、学力と同様に個人差の問題や規則正しい生活習慣の確立、口腔の健康への意識や自然災害への対応についての意識が低い等の課題があり、児童生徒が自ら進んで心身を鍛えることや「自分の命は自分で守る」態度を育てる指導の工夫が求められています。

さらに、島唄や島口などの郷土の教育資源を活用した体験活動や国際理解教育が実践されて、すべての児童生徒が奄美の伝統・文化にふれています。今後は、奄美の自然・文化・伝統・産業・歴史などに浸り、奄美を誇りに思う心を育てていくことが期待されています。

こうした課題や願いに応えていくためには、各学校の教育課題に適切に対応することができる教職員の資質や能力の向上が不可欠です。

また、学校・家庭・地域社会が連携しながら、奄美の教育風土を継承して、開かれた学校づくりや特色ある教育活動を支援していくことも必要です。

本市の学校施設については、計画的な改修・改築工事を行い、安全で快適な教育環境の改善を図るとともに、教育用コンピュータなどの設備・備品についても、今後、年次的に整備していく必要があります。

大島北高校については、生徒数確保が重要な課題であり、通学に伴う補助を行ってはいるものの、今後とも、学校や地域と連携を図りながら、存続に向けた支援を実施していく必要があります。

子どもたちは本市の将来を担う大切な財産といえ、「奄美の子どもたちを光に」を合言葉にして、子どもたちが心身ともに豊かな輝きを放つように教育環境の充実に努めてまいります。

(計画目標)

* 学力の定着・向上が図られた学校

平成 27 年度 48% → 平成 32 年度 57%

* 不登校生徒の割合(不登校生徒数/全生徒数)

平成 27 年度 4.7% →

平成 32 年度 3.7%(中学校)

* 奄美のよさを実感している児童生徒の割合

平成 27 年度 94% →

平成 32 年度 100%

施策の方向

(1)小学校・中学校教育の充実

○学校の授業改善に取り組み、きめ細かな指導の充実に図り、家庭学習を充実させることで、児童生徒の確かな学力の定着と向上に努めます。

○特別な教育的支援を要する児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応えるために、関係機関が連携・協働して特別支援教育の充実に努めます。

○豊かな心を育む教育の充実に努めます。

○家庭・地域・関係機関と連携していじめや不登校、問題行動への対応に努めます。

○児童生徒の健康教育の充実に努め、保健・安全(防災教育を含む)・食育・体育の充実に図ります。

第4章 地域の中で教え、 学ぶ教育・文化のまちづくり

- 地域の豊かな自然・伝統・文化・産業・歴史などの教育資源を積極的に取り入れ、ふるさと学習の充実を図ります。
- 複式・小規模校教育の充実を図ります。
- ICTを活用した授業の推進、国際性豊かな人材の育成に努めます。
- 特色ある開かれた学校・信頼される学校づくりに努めます。

(主な取組)

- 学力向上に向けた組織的な取組の充実
(学力向上に向けた授業改善5つの方策、一人一研究授業、学力向上推進委員会など)
- 習熟度別指導・少人数指導の推進及び小学校5・6年の36人学級の解消
- 家庭学習60・90運動の推進
- 特別支援教育の推進に向けた人員配置、研修等の充実
- 支援検討委員会実施による支援の在り方の共有化
- 豊かな心を育む道德教育、生徒指導、人権同和教育、キャリア教育※1の充実
- 「花づくり・花いっぱい運動」「歌声の響く学校づくり」の推進
- 不登校、問題行動等への対応の充実(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー※2、ふれあい教室相談員、住用・笠利地域教育相談員)
- 教科体育の充実及び一校一運動の改善・推進
- 健康教育・安全教育に関する研修会や研究大会の充実
- 食育の充実と地産地消の推進
- 豊かな自然・伝統・文化・産業・歴史などの教育資源を積極的に取り入れた総合的な学習の時間等の充実
- 複式・小規模校のよさを生かした特認校制

度の充実

- 複式・小規模校における研修会の充実
- 小中連携「あまみっ子ジョイントプラン」の実施
- 外国語教育・国際理解教育の充実(ALT※3配置、中学生国際交流派遣事業など)
- 管理職や教諭等の研修会の実施
- 土曜授業の実施(月1回程度)
- 学校施設等の耐震化、改修及び改築の推進
- ICT環境の整備・充実

※1【キャリア教育】

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけ、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

※2【スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー】

教育機関において、心理相談業務又は福祉援助業務に従事する専門家。

※3【ALT】

Assistant Language Teacher の略。外国語授業の補助を行う助手。

(2)高等学校教育の充実

- 高等学校へ通う遠距離通学生徒の通学費の軽減に努めます。
- 大島北高校の存続に向けた活動及び支援の強化を図ります。

(主な取組)

- 大島北高校生徒通学費補助及びスクールバス通学定期券購入補助の継続実施
- 魅力ある学校づくり支援事業の継続実施

3. 高等教育機関

現状と課題

世界で活躍できる人材の育成はもとより、高等学校卒業後の島外への若者流出対策として、地域における高等教育・研究機関の充実に対する熱意は高く、これまでも、奄美看護福祉専門学校や奄美情報処理専門学校が設立されたほか、放送大学の視聴教室や鹿児島大学大学院人文社会科学科の奄美

第4章 地域の中で教え、 学ぶ教育・文化のまちづくり

サテライト教室※4により、高等教育機会の充実が図られてきました。

また、近年は、奄美の豊かな自然やその中ではぐくまれた歴史・文化に対する注目が高まり、鹿児島大学国際島しょ教育研究センターなどの高等教育・研究機関等により、奄美を研究フィールドとする研究成果の蓄積が進みつつあります。

本市においては、高等教育機関設置にあたって教育環境の整備支援を行なうとともに、鹿児島大学・鹿児島女子短期大学との協定や琉球大学との広域的な協定を結び「知」を地域に還元すべく、産学官の連携を推進してきました。

近年の少子化が進む中で、外海離島である本市の高等教育・研究機関の整備・拡充を図るためには、生徒の確保や教授陣をはじめとする教育・研究体制など多くの課題を抱えています。

今後は、高等教育機会の充実による人材育成や地域における研究成果の蓄積・活用に向け、長期的・広域的視点に立った取組が求められています。

※4【サテライト教室】

大学もしくは大学院等の高等教育機関が、本校キャンパス以外に設置した教室において行う講義。

（計画目標）

* 大学等との連携事業数

平成 27 年度 5 事業 →

平成 32 年度 10 事業

* 大学等設立に向けた可能性調査の実施

施策の方向

○奄美看護福祉専門学校・奄美情報処理専門学校に対する支援を行うとともに、地域における人材育成の充実に努めます。

○放送大学や鹿児島大学大学院奄美サテラ

イト教室等への協力・連携を図り、市民が地域で学習する機会の充実を図ります。

○鹿児島大学や鹿児島女子短期大学、琉球大学をはじめとする高等教育・研究機関と連携した奄美の自然・歴史・文化・伝統などの地域資源の調査・研究を促進し、その成果が地域に還元されるよう努めます。

○全庁的な「知恵のチャレンジ」（産学官連携）の取組強化により、産業振興を図り、地域づくりを推進します。

○奄美独自の地域資源を活かした高等教育・研究機関誘致に努めます。

（主な取組）

■奄美情報処理専門学校への施設貸与

■鹿児島大学大学院奄美サテライト教室・鹿児島大学国際島しょ教育研究センターへの支援

■コンベンション等開催への協力・連携の推進

■高等教育・研究機関による奄美の地域資源に関する調査研究成果活用の促進

■近隣自治体と連携した大学等設立に関する可能性調査の実施

第2節 生涯学習の推進

1. 家庭・地域教育

現状と課題

近年、核家族化、共働き、少子化などの家族形態の変化や地域の連帯意識の低下や異年齢間交流、世代間交流の減少、さらに自然・文化に触れる機会も減少していることから、家庭や地域の教育力が低下しつつあると考えられます。

本市においても「家庭のしつけ」を過度に学校に依存するケースが多く見られることに加え、地域内での関わりが徐々に希薄

第4章 地域の中で教え、 学ぶ教育・文化のまちづくり

になる傾向がうかがえます。このことが青少年の非行、不登校、いじめ問題等の増加の大きな要因の一つとして考えられ、この状況への対応は、教育行政の最重要課題になっています。

家庭教育は全ての教育の出発点であり、「家庭教育のあり方」は生きる力の基礎的な資質や能力を育成するものとされています。同時に地域の中で、家族以外の大人や先輩・後輩など異なる世代・年齢の人々とふれあい、学ぶ地域教育は、シマの先人が創りあげてきた貴重な教育基盤と言えます。

「行きたい学校・帰りたい家庭・住みたい地域」を目指して、家庭教育に係る学習機会の拡充を図りながら子どもが心身共に豊かに成長し、将来にわたって自己形成ができる教育環境づくりを構築していくことが課題となっています。

（計画目標）

* 訪問型家庭教育学級の創設

施策の方向

（1）家庭教育学習機会の充実

○奄美市子ども会育成連絡協議会及び奄美市PTA連絡協議会、少年愛護センター、地域女性団体連絡協議会等を中心とした、家庭教育及び青少年健全育成のための活動を推進します。

○市内の保育所における子育て講座や幼・小・中学校における家庭教育学級の充実に努めます。

（主な取組）

- 保育所、幼稚園における保護者の子育てに関する講座の推進
- 幼・小・中学校での家庭教育学級の学習

内容の充実

- 市内の各種団体との連携による家庭教育学級や成人教育の実施

（2）青少年研修機会の充実

○ 青少年の研修機会の充実に努めます。

（主な取組）

- 青少年リーダー研修の縦断的实施
- 青年団活動の活性化に対する支援

2. 生涯学習

現状と課題

労働時間の短縮、平均寿命の伸長、生活様式の変化等により自由時間が増加し、この結果、余暇活動は日常生活の領域で拡大し、各自のライフスタイルに応じた有意義な余暇の過ごし方が重要視されています。

本市は、こうした余暇活動に対して、公民館、博物館、振興会館などの社会教育文化施設を基盤に各種講座等を開催し、市民の学習機会の拡大に努めてきました。

これからも市民のニーズに適した講座内容・時間の設定や高齢者の生きがいづくりのための学習形態の形成等に努めることが先決であります。

さらには、各種団体とも連携して、シマ※5について学び・学び直しながら、シマ（郷土）学の振興による地域再生に向けても取り組んでいく必要があります。

※4【シマ】

奄美では集落や郷土のことを「シマ」と呼び、島しょを意味する「島」と異なる意味で用いられる。本計画においてもそれぞれの意味合いに応じて使い分ける。

（計画目標）

* 市民一人年間当たりの公民館利用数

平成 27 年度 3.9 回 →

平成 32 年度 4.9 回

第4章 地域の中で教え、 学ぶ教育・文化のまちづくり

施策の方向

(1)生涯学習機会の充実

- 公民館講座をはじめ、健寿大学、市民大学等、多様化する市民のニーズに対応した生涯学習の場の提供を推進します。
- 民間との連携を図りながら出前講座の改善・拡充に努めます。
- 公民館講座修了生やその他の各種講座を修了した方々が、その成果をボランティア等を通して地域に還元できるよう社会への参画支援を推進します。

(主な取組)

- 公民館講座、市民講座の継続実施及び充実
- 学校、子ども会、地域等での人材の積極的な活用による出前講座の継続実施及び充実
- 広域的な学びの場を提供するまなびフェスタの開催
- 生涯学習ボランティアの組織化推進

(2)生涯学習環境の整備

- 公民館等生涯学習のための拠点整備を推進します。
- 市民の文化活動への参加促進や、各種文化団体間の連携強化と情報の集約・発信の一元化を図るため、博物館を拠点とする組織体制の整備に努めます。

(主な取組)

- 公民館等生涯学習の拠点整備推進
- 奄美振興会館(文化センター)や博物館を拠点とした奄美カルチャーセンター(仮称)の設立推進

第3節 文化の振興

現状と課題

本市は、亜熱帯という特殊な自然環境に恵まれ、希少野生生物の宝庫として知られています。また、複雑な歴史的背景・地理的要因から各集落において個性豊かで地域性に富んだ伝統文化が継承されています。

このような特徴ある歴史・文化・自然に関する資料の収集、調査研究、保存、教育普及活動のため、「奄美市立奄美博物館」「奄美市歴史民俗資料館」を設置し、他地域の博物館や資料館、琉球大学や鹿児島大学等の研究機関とも連携・協力をしながら管理・運営を進めています。

文化財保護業務では、博物館・資料館の調査研究成果を十分に活かし、歴史・民俗分野の多彩な文化財保護を推進し、世界遺産（自然遺産）登録に向けて天然記念物保護にも力を入れています。

本市では、「宇宿貝塚」「赤木名城跡」「小湊フワガネク遺跡」3件の国指定史跡、国指定重要文化財（建造物）「泉家住宅」、国指定重要文化財（考古資料）「小湊フワガネク遺跡出土品」、県指定史跡「城間トフル墓群」等の国・県指定文化財を有しており、赤木名地区では、歴史的な文化的景観を活かしたまちづくり事業を進めています。

しかし、各集落では、少子高齢化・過疎化が進む傾向にあり、八月踊り等の伝統的行事の開催が困難になり始めています。早急に奄美市全域における各集落の伝統的行事等を記録保存し、今後の継承に努めていくことが強く望まれます。

また希少野生生物の生息を育む亜熱帯の森は、林業の資源でもあり、林業振興と天然記念物保護の両立は、世界自然遺産登録

第4章 地域の中で教え、 学ぶ教育・文化のまちづくり

に向けた最重要課題として取り組むことが必要です。

文化財について、地域を物語る「奄美遺産」として位置づけ、産業・都市整備・観光等の各分野で、地域を表現する魅力的な材料として、文化財＝市民遺産・集落遺産から奄美遺産として活用する総合的施策を構築していきます。

また、伝統的文化であるシマ唄に関しては、近年は、若い世代の間でも広く親しまれるようになってきています。八月踊りや六調、シマロ等においても同様に貴重な資産であり、後世への継承が重要な課題となっています。

さらに、外海離島に位置する本市は、市民が優れた舞台芸術に触れる機会が少ないため、可能な限りの補助事業等を導入し、多くの市民に真の芸術を鑑賞できる場を提供していく必要があります。

（計画目標）

* 市民一人年間当たりの奄美振興会館利用数

平成 26 年度 4.8 回 →

（平成 27 年度 5.6 回 ※国民文化祭開催）

平成 32 年度 5.3 回

* 市民一人年間当たりの奄美博物館利用数

平成 27 年度 0.25 回 →

平成 32 年度 0.4 回

施策の方向

（1）文化活動の推進

○奄美市文化協会をはじめとする各種文化団体の活動支援を行うとともに、自主文化事業として各種コンサート等の導入を積極的に行い、文化の香り漂うまちづくりの実現に努めます。

○大島地区文化協会連絡協議会等の関係機関と連携を図り、伝統文化であるシマロ、

シマ唄、八月踊り等の伝承・継承を推進し、他に類のない奄美独自の文化振興に努めます。

（主な取組）

- 市民文化祭・市美術展覧会の開催及び奄美市文化協会の活動支援
- 小・中学生を対象とした九州・全国大会への参加費助成
- 自主文化事業の推進
- 「伝統文化保存事業」等各種文化事業の推進

（2）文化環境の整備

- 世界自然遺産登録に向けた博物館・資料館の常設展示のリニューアルに取り組み、企画展示や学習講座等、施設の充実を図ります。
- 所蔵図書目録や各種文化財における調査研究成果のデータベース化を進め、市民が奄美の自然・歴史・文化に関する情報を手軽に学び、利用できる博物館環境づくりを進めます。
- 「奄美市歴史民俗資料館」「宇宿貝塚史跡公園」「奄美市立奄美博物館」に加え、「黒潮の森マングローブパーク」「奄美海洋展示館」も含めて、各館の特徴を自然・歴史・文化等に位置づけながら、ネットワーク化を図ります。

（主な取組）

- 奄美文化財データベースの構築・公開
- 奄美市の文化関連施設との総合ホームページ作成による情報発信
- 各大学や専門の研究機関等との合同調査研究の取組

第4章 地域の中で教え、 学ぶ教育・文化のまちづくり

(3)文化資産の保護・活用

- 奄美の自然・歴史・文化の特徴を的確に理解してもらえるように、調査研究成果を解りやすくまとめた郷土教育教材を開発します。
- 天然記念物を含めた希少野生生物の生息実態調査を継続的に実施して、保護対策に活かしていきます。
- 国指定史跡「赤木名城跡」について、策定した保存管理計画の周知活用を図り、さらに赤木名集落で、その歴史的景観を活かした特色あるまちづくりを進めていきます。
- 国指定史跡「小湊フワガネク遺跡」について、持続的維持管理を図るため、保存管理計画策定を行い、遺跡の学術的価値を見学・学習できる環境整備等を進めていきます。
- 市内各集落における各種行事や料理等の伝承文化について、聞き取り調査や映像記録を実施して、地域性豊かなシマ（集落）の姿の基礎資料づくりを進めます。
- 奄美における日本復帰に関する資料の収集及び調査研究を関係機関と連携して進めます。

(主な取組)

- 郷土教育教材(副読本)の作成
- 天然記念物を含む生物多様性確認調査事業の実施
- 国指定史跡「赤木名城跡」の保存管理計画の周知活用と赤木名集落の歴史的景観を活かしたまちづくり事業
- 国指定史跡「小湊フワガネク遺跡」の保存管理計画の策定
- 市内各集落における伝承文化の記録保存を目的とした聞き取り調査・映像記録の実施

(4)文化観光の推進

- 奄美の自然・歴史・文化の特徴について、観光業界の関係者へ研修活動を実施し、人材育成活動を積極的に支援していきます。
- 地域における文化財（地域を物語る文化資源）を網羅した「文化財マップ」の作成を進め、そこだけでしか「見られない」「味わえない」「体験できない」「買えない」地域固有の文化を発信し、魅力的観光資源として文化財の積極的活用を図ります。

(主な取組)

- 観光人材養成事業への支援
- 各集落における「集落遺産マップ」の作成

第4節 スポーツ・レクリエーションの振興 現状と課題

現在、市民の健康づくりやスポーツ活動に対する関心は、非常に高まってきており、幼児から高齢者まで多種多様なスポーツ活動が行われております。

市民の健康増進や競技力の向上を推進し、さらに、生涯を通じてスポーツに親しみ、楽しむため、スポーツ推進委員等を活用したスポーツの普及やスポーツ少年団指導者等の人材育成、競技団体の育成強化、地域の社会体育施設、学校体育施設の整備充実を図る必要があります。

さらに、スポーツアイランド構想の推進や交流人口の拡大を図るため、国内外のトップアスリートによるスポーツ合宿や大会の誘致、さらに、地理的特性を十分に生かしたスポーツ等の普及に積極的に取り組んでいく必要があります。

第4章 地域の中で教え、 学ぶ教育・文化のまちづくり

(計画目標)

＊市民一人年間当たりの体育施設利用数

平成 27 年度 12.0 回 →

平成 32 年度 14.0 回

施策の方向

(1)スポーツアイランド構想の推進

- 「スポーツで癒す」を基本理念としたスポーツアイランド構想に基づき、ハードウェア（施設整備）、ソフトウェア（癒しのメニュー開発）、ヒューマンウェア（人材育成）の総合的な施策を展開します。
- トップアスリートが集う島を目指し、国内外にアピールできる「スポーツの島づくり」を推進します。

(主な取組)

- トップアスリートへの対応が可能な施設整備及び高度な維持管理の推進
- スポーツインストラクターなど人材育成の促進
- 奄美の豊かな自然を活かした各種スポーツ等の推進

(2)生涯スポーツ活動の推進

- 市民の多種多様なニーズに対応した環境整備を図ります。
- 総合型地域スポーツクラブを活用した、スポーツ好き市民を育成します。
- 市民の健康づくり、体力づくりを推進します。
- 学校体育施設や社会体育施設など地域拠点施設の整備を図ります。

(主な取組)

- スポーツ教室や各種講習会等の開催促進
- スポーツ推進委員等を活用した市民総ぐるみスポーツ活動の展開
- 学校体育施設や社会体育施設の充実強化

(3)競技スポーツの振興

- 強化合宿や各種大会等への参加支援を行い競技力の向上を図ります。
- 各種スポーツ大会等を誘致・開催し競技力向上に努めます。
- スポーツ少年団、小・中学校、競技団体との連携を図り、競技力向上に努めます。
- 指導者等の育成・資質向上と研修機会の充実・拡大を図ります。

(主な取組)

- 平成32年度に開催される第75回国民体育大会相撲競技への取組
- 国民・県民体育大会等の競技参加者への支援
- 市民体育祭、各種スポーツ大会の継続実施
- 小・中学生を対象とした九州・全国大会への出場助成
- 指導者の資質向上と研修機会の充実



第5章 魅力ある地域づくりに向けて

第1節 市民協働の推進

1. 市民と行政の協働

現状と課題

本市は、平成18年3月に名瀬市・住用村・笠利町が合併し、新たに奄美市が誕生しました。

合併後の本市のまちづくりは、市民と行政の「共生・協働」を目指して、「自助」「互助」「共助」を理念とする「結いの心」「和の心」を念頭に進めてまいりました。

市民が主体的に活躍するコミュニティの力は、魅力ある地域づくりの重要な基礎となります。

本市における地域の総合的なコミュニティとしての町内会・自治会・集落に関して前期基本目標で掲げた計画目標「自治会・町内会の組織率向上（名瀬地区）」については、新規自治会の設立があった一方で休会状態に陥った自治会もあったこと、また、組織率の定義の見直しにより表面上組織率が低下したことにより、計画目標を達成することができませんでした。市街地郊外の町内会・集落については、旧来よりコミュニティとしての体制が整えられていることから組織率は100%なのに対し、市街地地区の自治会については、都市型の生活環境など地域的連帯感の希薄化からコミュニティ組織が育ちにくい状況にあります。今後は、平成25年度より創設した行政協力員制度との連携等により、どのように効果的施策を展開して組織の育成や活動促進を図っていくかが課題となっております。

また、本市におけるNPO団体については、多様な市民ニーズに対応したまちづく

り、環境保全、青少年育成などさまざまな取組を行っており、これらの団体は、公共サービスの新しい担い手として、その活躍に大きな期待が寄せられています。本市ではこうした市民団体や集落等の地域活性化に資する活動を支援する市民提案型事業を実施してきており、市民活力の持続的発展を図ってまいりました。今後も各団体が自立的・継続的に活動ができるような体制の確立が引き続き課題となっております。

今後とも、市民と企業と行政が共に手を携え、一体感の醸成を図りつつ、町内会・自治会・集落等に加えNPO団体などのコミュニティが、地域を自ら築き上げていく機運を高めるなど、「自立」と「共生・協働」による魅力ある地域づくりに取り組む必要があります。

(計画目標)

* 自治会・町内会の組織率向上(名瀬地区)

平成27年度 61% → 平成32年度 70%

施策の方向

(1)市民との協働

- 「出前講座」や「地域懇談会」を実施し、市民の意見を行政に反映させるとともに、市民のニーズに適切に対応できる市役所を目指します。
- 市民生活の利便性向上を図るため、指定管理者制度など民間へのアウトソーシング（外部委託）を推進します。
- 市民との共生・協働の推進に向け、市民・集落・地域活動に対する支援の促進及び企業の社会貢献に対する意識の醸成を図り、さまざまな分野でのボランティア・NPOなどとの連携を図ります。

(主な取組)

- 「出前講座」や「地域懇談会」の実施
- ボランティア・NPOなどの民間活力の活用
- 「一集落1ブランド事業」、「紡ぐきよらの郷（しま）づくり事業」等の地域支援事業の推進
- 民間委託（指定管理者制度・PFI等）の推進

(2)コミュニティ活動の推進

- 自治会の未組織地区においては、行政協力員の配置促進等により自治会の組織化を支援します。
- 町内会・自治会や集落などコミュニティ組織との連携強化を図るとともに、活性化を促進します。
- 集会施設など、地域のコミュニティ活動を推進するための施設の充実・確保に努めます。

(主な取組)

- 行政協力員の拡充
- 地域懇談会等市民と行政の協働を進める取組の実施
- コミュニティ組織と行政の連携強化及び活動支援
- コミュニティ施設の充実・確保
- 嘱託員制度、駐在員制度の継続推進
- 「一集落1ブランド事業」、「紡ぐきよらの郷（しま）づくり事業」等の地域支援事業の推進（再掲）

(3)地域活動の人材育成

- 各種団体の組織強化とリーダーの育成を図ります。
- 地域活性化の中心となる人材の発掘・育成に努めます。

(主な取組)

- リーダー研修会など各種研修会の充実
- 地域リーダーの発掘・育成

2. 男女共同参画社会の実現

現状と課題

個人の尊厳が守られ、自らの意思での社会参加、対等なパートナーとしてその能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けては、男女共同参画意識に裏打ちされた男女が共に活躍するための参画機会の拡大が必要です。

本市においては、未だ、固定的な男女の役割分担意識が根強いなど、女性の能力を十分に発揮できる環境が整ったとは言い難い状況にあります。

女性の社会参画の一つとして、政策・方針決定過程への参画が重要な課題として挙げられますが、本市においても審議会・委員会への更なる女性の登用に向けて、人材に関する情報収集の他、人材育成のための学習機会の提供等に努めます。

審議会・委員会の女性登用の目標につきましては、国の指標の一つである地方自治法に基づく審議会・委員会における女性登用に加え、本市の規則や要綱に基づく審議会・委員会を含めて登用率30%を目指します。

女性の参画が注目される一方で、生活スタイルの多様化・社会の複雑化により、女性だけでなく、男性にとっても、仕事と家庭の両立等、社会参加が阻まれ、困難を抱える事象が起きています。

前期基本計画期間内に策定された本市男女共同参画基本計画に基づき、今後とも、あらゆる分野における市民への啓発に努めつつ、市の施策へ男女共同参画の視点に立った配慮の反映に努めます。

第5章 魅力ある地域づくりに向けて

(計画目標)

* 審議会・委員会の女性登用率

平成 26 年度 14.9% →

平成 32 年度 30.0%

(地方自治法第 180 条の 5 及び第 202 条の 3 並びに本市規則・要綱に基づく審議会・委員会における女性登用率)

施策の方向

(1)男女共同参画意識の醸成

- メディア等を活用した啓発活動を推進します。
- ドメスティックバイオレンス等、性別に起因する暴力を許さない社会づくりの構築を目指します。
- 家庭・学校・社会教育など、あらゆる機会において、男女共同参画意識の醸成を図ります。

(主な取組)

- 男女共同参画に関する情報提供・学習機会の提供
- 小・中学校における男女共同参画の視点を入れた教育の推進

(2)あらゆる分野への男女共同参画

- 女性の社会参画の機会、就業率の拡大に努めます。
- 審議会・委員会への女性の積極的参画を推進します。
- 家庭・職場・地域社会のなかで、積極的に男女共同参画を促進します。

(主な取組)

- 男女共同参画基本計画に基づいた施策の実施
- 女性の社会参加促進のための施策の充実
- 男女共同参画の視点を活かす施策の展開を図る推進体制の強化
- 女性が自らの力を発揮するための学習の充実

(3)いきいきと働き、自立を支援する環境整備

- 賃金や昇進、職務内容等において、男女間の格差が生じないように、雇用者への啓発に努めます。
- 出産・育児や介護等、仕事と家庭の両立に関する情報提供に努めます。
- 安心して子どもを生み育てる環境や支援体制の充実を図ります。

(主な取組)

- 市内企業及び事業所への啓発・広報活動と各種情報の提供
- 保育所や幼稚園、学童保育の充実支援
- 母子保健サービスなどひとり親家庭への支援充実

第2節 定住の促進

現状と課題

本市の人口は、昭和 60 年をピークに減少を続けており、人口減少の流れに歯止めをかけ、人口増加の流れへの転換が求められています。

人口減少の大きな要因のひとつは大島紬産業の不振など、地域での雇用の受け皿が不足していることが上げられます。

また、本市の平成 24 年度の合計特殊出生率は 1.89 と、全国平均や県内平均よりは高いものの、人口維持の目安となる 2.08 を下回る状況にあり、子どもを産み育てやすい環境整備が求められています。

今後は新たな地域産業の確立による雇用の場の確保や本市への移住希望者に向けた情報発信体制を強化するとともに、地域での U I ターン者の受け入れへの機運を盛り上げていくことが重要になっています。

(計画目標)

* 空き家バンク住宅登録件数

平成 27 年度 3 件 → 平成 32 年度 53 件

施策の方向

- 定住希望者の住宅確保に向けた体制の充実・強化を図ります。
- 奄美群島広域事務組合や他市町村と連携した広域的な受入体制の充実・強化と情報発信に取り組みます。

(主な取組)

- 定住希望者への住宅情報提供及び定住促進住宅整備の推進
- 空き家バンク制度やUIターン者向けの住宅購入費・リフォーム制度の推進
- 雇用など移住に向けた情報発信、受入相談窓口等の広域的な体制の強化

第3節 国際交流・地域間交流の推進 現状と課題

本市は、アメリカ合衆国テキサス州のナカドゥチェス市と姉妹都市盟約を締結し、中学生の国際交流など、継続的な親善交流を行っています。

また、市民レベルでは中国などとの交流も活発に行われていますが、このような活動は一部の市民に限られており、国際交流に関しての市民意識はまだ低いといえます。

また、兵庫県西宮市や兵庫県豊中市とも友好都市盟約を締結していますが、行政・市民レベルでの交流が少なく、今後の交流活動の促進が課題となっています。

小学生の交流活動としては、長野県小川村と群馬県みなかみ町との交流活動、行政においては、琉球弧との奄美群島広域事務組合を主体とした交流活動が積極的に行わ

れています。

今後は、このような交流を継続するとともに、将来を見据えた青少年交流事業や経済交流を推進するための活動を促進することが求められています。

(計画目標)

* 姉妹都市や友好都市等の交流人数

5ヵ年平均(H23～27年度) 76名 →

平成 32 年度 90 人

施策の方向

(1)国際交流・協力の推進

- アジア地域を中心とした新たな国際交流・協力ネットワークを形成するため、県と連動した取組を促進します。
- ナカドゥチェス市との中学生国際交流事業を継続するとともに、国際交流の拡大に努めます。
- 児童生徒やボランティアなど民間組織による国際交流活動を促進します。

(主な取組)

- アジア地域を中心とした国際交流ネットワークの形成促進
- 中学生国際交流事業等の継続実施
- ボランティアなど民間組織による国際交流活動の促進
- 地域おこし協力隊の任用

(2)琉球弧をはじめとした他の地域との交流・連携

- 琉球弧との世界自然遺産登録推進活動や経済活動の交流拡大に努めます。
- 広域事務組合を主体とした沖縄やんばる地域との、観光・文化など各種交流事業を推進し、交流人口の拡大を図ります。
- 全国の奄美出身者との連携を図り、各種

イベント等を活用した奄美のPRと交流の拡大に努めます。

- 長野県小川村と群馬県みなかみ町との児童の交流活動を継続するとともに、他の地域との交流拡大に努めます。

(主な取組)

- 離島フェア・やんばる産業まつり・那覇祭り等への参加、奄美まつり等での受け入れなど沖縄との連携交流促進
- 沖縄との世界自然遺産登録に向けた連携強化
- 全国の奄美出身者との連携による交流拡大
- 児童生徒の交流事業継続と青少年の文化・スポーツ交流事業の促進

第4節 計画的・効率的な行財政運営

1. 行政改革の推進

現状と課題

本市では、平成19年3月に「奄美市行政改革大綱」及び「奄美市行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）」を、さらに、平成22年3月に「第2次奄美市行政改革大綱」を策定し、行政改革の取組を続けてまいりました。

これまで、財政規律の順守、実施計画による事務事業の精査、組織・機構の見直し、指定管理者制度による民間へのアウトソーシング（外部委託）、定員適正化計画の実施などによる行財政改革を実施してまいりました。

その結果、財政状況は平成27年度末見込みで合併当初と比較して、起債残高を約40億円減額するとともに基金残高を約70億円増額させ、合計で約110億円の財政健全化を達成しております。

しかし、地域経済の低迷や少子化に伴う

人口減少、さらに高齢化が進む中で、地域活性化への取組など、これまで以上に行政に対する期待と需要が高まっています。

今後も、これまで以上に計画的・効率的な行財政運営の確立、徹底した行政改革の推進、質の高い行政サービスの提供に努めてまいります。

(計画目標)

* 奄美市財政計画、実施計画、定員適正化計画の着実な実施

施策の方向

(1)行政改革の計画実現

- 市民サービスについては、新たな行政課題やますます高度化・多様化する市民ニーズを見極め、行政の接遇向上や、市政運営の透明化、市民との情報共有を進めるなど質の高いサービスを推進します。
- 職員一人ひとりの更なる意識改革と自己啓発を推進し、柔軟な発想と明確なコスト意識をもって、スリム（無駄がない）で効率・効果的な行政運営に努めます。
- 効率的な行政運営と支所機能の維持、さらに健全財政の確保を実現するため、中長期的な視点に立った定員管理に努めます。

(主な取組)

- 財政計画の実施
- 定員適正化計画の実施

(2)行政改革の推進体制

- 民間の委員で構成される「奄美市行政改革推進委員会」に補助金分科会、指定管理分科会を設置し、必要性や管理状況等を評価することで、適切な行政運営に努めます。

(主な取組)

- 進行状況や評価結果の市民への公表
- 各部局への一定の権限委譲による、効果的・効率的で弾力的な組織の構築

2. 行財政運営の確立

現状と課題

本市では、平成19年11月に「奄美市財政健全化計画」を策定し、合併後の新市の安定した地方財政の確立に取り組んできました。

これまで総人件費の縮減、各種経費の削減、投資的経費及び公債費の抑制並びに歳入の確保等に努めてきた結果、現在まで着実に財政健全化に向けた成果が表れています。

このことは、財政運営の指針として、ローリング方式による、実施計画や社会情勢等を考慮した向こう10年間の財政計画を作成し、予算編成や決算分析に反映させることで健全な財政運営に繋がっているものと認識しています。

一方、国においては、急速な人口減少・高齢化と地域経済の衰退に歯止めをかけるため、地方創生を推進することを重要課題とし、国と地方の役割分担の下、地域の実情を踏まえ、地方自治体の創意と責任により推進することが重要であるとしています。

本市においても、これらの現状に対応するため、住民に身近な行政サービスに関連する経費については、重点化・効率化に取り組むことが求められます。今後とも施策の選択と集中による歳出の抑制、ふるさと納税など新たな財源も含めた歳入の確保に努め、市民と行政のパートナーシップで自主的・自立（律）的な自治体経営を目指す

ため、持続可能な財政基盤を構築することが不可欠です。

奄美市本庁舎の建設については、市民の共有財産として、幅広く市民に親しまれ、市民の生命と財産を守る防災拠点であるとともに、地域経済の活性化や将来を見据えた奄美群島の郡都にふさわしい自然環境に配慮した行政機能拠点施設として期待されていることから、「奄美市本庁舎建設基本構想」に定めた基本理念及び基本方針に基づき、着実に建設していくことが求められています。

また、公有財産については、適正な管理を図るとともに、有効活用を推進していく必要があります。

(計画目標)

* 経常収支比率※1

平成26年度 91.2% →

平成32年度 90%未満

* 実質公債費比率※2

平成26年度 10.3% →

平成32年度 10%未満

* 将来負担比率※3

平成26年度 57.8% →

平成32年度 50%未満

※1【経常収支比率】

財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が低いほど投資的経費等の臨時的経費に使用できる一般財源が多く、財政構造が弾力的であることを示す。

※2【実質公債費率】

実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標。比率が低いほど望ましいとされる。

※3【将来負担比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率のこと。低いほど将来負担が小さい。

第5章 魅力ある地域づくりに向けて

施策の方向

(1)健全な財政運営の確立

- 健全な財政運営を確立するため、税収等の自主財源の確保と財政規模に応じた事業実施に努めます。
- 将来の財政需要に対応するため、財政調整基金などの各種基金への積立を計画的に行い、安定的な行財政運営に努めます。
- 地方分権の進展に伴い、国による地方財政制度改革を踏まえ、国の財務諸表に準拠した制度の導入に取り組みます。

(主な取組)

- 市税、ふるさと納税をはじめとする自主財源の確保
- 財政調整基金をはじめとした特定目的基金への計画的な積立て
- ローリング方式による財政計画の作成
- 財務諸表の作成・公表
- 下水道事業等にかかる公営企業法適用への取組

(2)本庁舎の建設

- 奄美市本庁舎建設基本計画に基づく着実な進捗管理

(主な取組)

- 本庁舎建設基本計画に基づいた計画的な工程管理
- 庁内関係部署との行政サービス等の円滑な移行に向けた連携

(3)公有財産管理の適正化

- 公有財産管理システムの構築により公有財産の整備、評価を行い公有財産の管理の効率化を図ります。
- 未利用地の売却、貸付により未利用地の有効活用を図ります。

(主な取組)

- 公有財産に係る固定資産台帳整備
- 未利用地の売却、貸付
- 公共施設等総合管理計画の策定

3. 行政情報力の向上

現状と課題

本市では、合併による行政区域の拡大に伴い、光ファイバーや高速無線LAN等で各総合支所や学校等を結ぶ通信ネットワークを整備するとともに、より質の高い行政サービスを提供するため情報システムを導入し、情報の共有や業務処理能力の向上に取り組んできました。今後は、インターネットを活用した電子申請の充実や提出書類を最小限に減らす窓口の簡素化など、市民がICT（情報通信技術）の恩恵を享受できる情報システムの導入が求められています。

また、これまでは、市民への情報提供として、広報紙・市勢要覧の発行、ホームページやコミュニティFM放送※4などの活用に努めてきました。しかしながら、今後は、市民のみならず、来島者、市外・島外の方への総合情報窓口という面を考慮し、更に多様化するニーズにも対応するため、SNS※5等も活用して、双方向型の広報・広聴活動の充実を更に図る必要があります。

※4【コミュニティFM放送】

市町村単位の小規模FMラジオ放送。平成4年に旧・郵政省（現・総務省）が制度化した。地域情報の提供、住民参加型の番組制作を通じて地域の活性化を図るねらいがある。

※5【SNS】

Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス。

(計画目標)

* ホームページアクセス数

平成 27 年度 783,630 人 →
平成 32 年度 1,000,000 人

* フェイスブック※6での情報発信 1 回あたりのリーチ(閲覧)数

平成 27 年度 3,190 人 →
平成 32 年 5,000 人

※6【フェイスブック】

Facebook。インターネット上の SNS の一つ。「FB」と略されることもある。

施策の方向

- 各種申請・届出等の手続きや公共施設の申し込みなど、電子申請システムを充実します。
- 住民サービスに関するシステムの更改、電子決裁や文書管理、地理情報等、行政内部事務の電子化を推進します。

(主な取組)

- 電子申請システムの充実
- 内部事務の電子化推進
- 多様な行政情報へのニーズに応えるため、広報紙、ホームページ、SNS、データ放送等の充実
- 統合型GIS※7の導入及び共用空間地図作成
- 文書管理システムの導入
- 当初賦課業務のアウトソーシング※8化の拡大
- マイナンバー※9カードによる証明書のコンビニ発行
- 税、使用料等のクレジットカード払い

※7【統合型 GIS】

道路、河川等の多くの分野で活用可能な空間データについて、データの重複整備の防止と相互の情報交換について迅速化、効率化を図るために複数部局で共用できるよう整備する空間データ。

※8【アウトソーシング】

業務の外部委託。

※9【マイナンバー】

平成 27 年 10 月から通知が始まった国家が国民一人ひとりに番号を割り当て、個人の所得や年金、納税などの情報を 1 つの番号の下に管理する目的でつくられる共通番号。

第5節 広域行政の推進

現状と課題

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地方公共団体の広域連携に関し、重複する都市圏概念を統一し、経済成長のけん引などの機能を有する「連携中枢都市圏」の形成を促進するほか、従来からの定住自立圏※10の形成を進め、全国各地において、地域連携による経済・生活圏の形成を促進することとしております。

奄美地域においては、奄美群島広域事務組合と群島内 12 市町村が共同で行う事務処理や人材育成、各種イベントや交流事業など多様な広域的事業展開を図ってきました。

また、奄美大島 5 市町村による「奄美大島総合戦略」を策定し、世界自然遺産登録を見据えた観光プロジェクトや移住・定住促進プロジェクトなどの施策を広域的に推進することとしております。

今後も、介護や高等教育機関、文化行政、世界自然遺産登録など広域的に取り組むべき課題はますます増加してまいります。

これらの課題への対応や新たな産業の展開など、群島内他町村はもちろん琉球弧を含めた体制づくりを構築することが求められています。

※10【定住自立圏】

地方圏において、三大都市圏と並ぶ人口定住の受け皿として形成される圏域。定住自立圏の形成にあたっては、医療や買い物など住民生活に必要な機能について一定の集積があり、周辺の市町村の住民もその機能を活用しているような都市が「中心市」となり、圏域全体において中心的な役割を担うことを想定している。

第5章 魅力ある地域づくりに向けて

(計画目標)

***観光／交流、移住・定住をはじめ、圏域における共通課題の解決等に向けた積極的な広域連携の実施**

施策の方向

(1)広域市町村圏の連携強化

- 地方分権の推進、厳しい財政状況を踏まえた少子・高齢化への対応など、周辺町村との連携による広域行政運営を促進します。
- 群島内12市町村で構成する「奄美群島広域事務組合」の強化・拡充を図ります。
- 共通の課題を抱える分野等において、「奄美大島総合戦略」に基づき、奄美大島内5市町村の連携を強化します。
- 世界自然遺産登録推進など琉球弧での広域的取組を推進します。

(主な取組)

- 奄美群島広域事務組合の強化促進
- 奄美大島総合戦略推進本部による市町村間の連携強化
- 奄美群島振興開発事業の評価システムの構築促進
- 世界自然遺産登録に向けた琉球弧での連携強化

(2)広域行政の新たな展開

- 大島本島を一つの圏域とした生活・交通基盤や産業拠点施設の整備など、広域的視点に立ったまちづくりを促進します。
- 新産業の創出や高等教育機関等の誘致、世界自然遺産登録など広域的課題の解決に向け、他の地域と連携した取組を強化します。
- 群島12市町村が自発的に定めた「奄美群島成長戦略ビジョン」の実現に向けた

取組を推進します。

- 島内5市町村が一体となり「奄美大島総合戦略」を推進します。

(主な取組)

- 奄美群島広域事務組合の強化促進
- 定住自立圏構想の検討
- 広域的課題への取組強化
- 奄美群島成長戦略ビジョンの実現に向けた取組の推進
- 奄美大島総合戦略の推進
- 市町村間の連携による自然観光関連施設等における周遊性確保に向けた効果的活用の促進(再掲)



～しあわせの島へ～
奄美市『攻め』の総合戦略
(まち・ひと・しごと創生総合戦略)

《 基本的な考え方 》

- しあわせの島＝人々が暮らしたい島＝一定程度の人口を維持できる島と位置付ける
- 市民一人ひとりが「しあわせの島」の担い手
- 伝統文化や豊かな自然環境を奄美大島5市町村の共有資産として地域間で連携していく

《 目指す姿 》



《 概要等 》

概要	市の人口減少対策に必要な施策を記載
目的	人口減少の克服
対象分野	農業、観光／交流、情報、定住、文化を基本に人口減少対策に必要な分野を追加
期間	平成27年度～平成31年度
実施主体	奄美市
主な予算	地方創生関連交付金
URL (資料保存場所)	http://www.city.amami.lg.jp/kikaku/sougousenryaku.html

《 戦略の全体像 》

経済的に自立した島

- └ 観光（受入体制）
- └ 観光（戦略プロモーション）
- └ 働く場支援

子育てに適した島

- └ 子さばくり支援
- └ 定住支援

みんなが知恵を出し実行する島（奄美で夢を叶える人増）

- └ グローカル人材の育成
- └ 地域づくり

豊かな自然と伝統を守る島（奄美の独自性保全）

- └ 歴史・文化・自然の継承

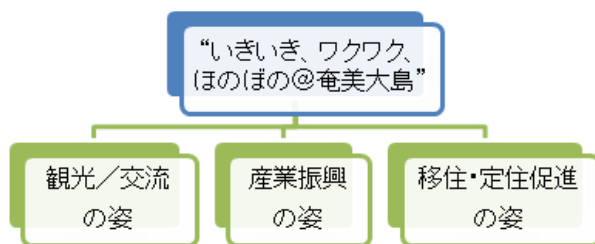
人口減少の克服

奄美大島総合戦略

《 基本的な考え方 》

- 種々の施策を重層的にかつタイムリーに実施していくことが必要があり、奄美大島5市町村が連携し、島内が一体となっていくことが必要不可欠
- 伝統文化や豊かな自然環境など地域資源を島内5市町村共有の資産として活用し、一体となって奄美大島の振興を目指していく

《 目指す姿 》



《 概要等 》

概要	奄美大島の人口減少対策に必要な施策を記載
目的	人口減少の克服
対象分野	農業、観光／交流、情報、定住、文化を基本に人口増加に必要な分野を追加
期間	平成27年度～平成31年度
実施主体	奄美大島5市町村または2自治体以上の連携
主な予算	地方創生関連交付金
URL (資料保存場所)	http://www.city.amami.lg.jp/kikaku/sougousenryaku.html

《 戦略の全体像 》

世界自然遺産登録を見据えた 観光／交流

- └ 地域資源の魅力化プラン
- └ 情報受発信力の強化プラン
- └ 観光マネジメント力の強化プラン

産業振興

- └ 農林漁業の振興プラン
- └ 地場産業の振興プラン
- └ ICTの快適活用推進プラン

移住・定住促進

- └ 移住支援に関する情報発信の強化プラン
- └ 島外者と島民の交流促進プラン
- └ 地方創生の人材育成・確保プラン
- └ 安心・安全なまちづくりプラン

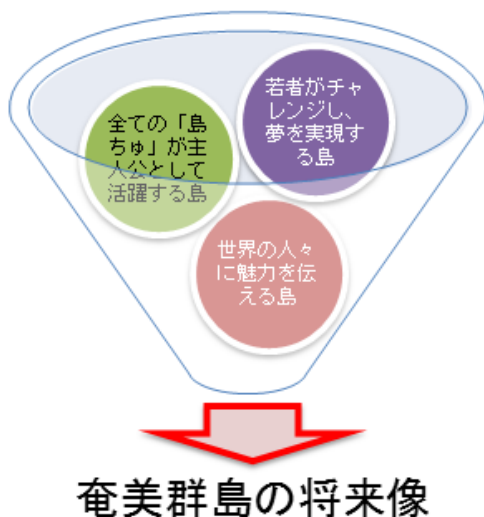
人口減少の克服

奄美群島成長戦略ビジョン

《 基本的な考え方 》

- 「群島民が幸せに生活するため、重点3分野（農業、観光／交流、情報）を基軸として、雇用の創出に重点を置いた産業振興を目指す」ことを基本理念と定める
- 実現のために地元市町村は自らの手で将来の姿を描き、必要な施策を主体的に協働して、着実かつ効果的に実施する

《 目指す姿 》



《 概要等 》

概要	奄美群島民が幸せになるために雇用を創出することを基本理念に、それに必要な施策を展開
目的	雇用の創出
対象分野	農業、観光／交流、情報、定住、文化
期間	平成26年度～平成35年度
実施主体	奄美群島、各島、各市町村
主な予算	奄美群島振興交付金
URL (資料保存場所)	http://www.amami.or.jp/kouiki/

《 戦略の全体像 》

奄美群島／各島／各市町村

- └ **産業（農業、観光／交流、情報、文化、定住）の活性化**
 - └ 人材の確保・育成、教育
 - └ 奄美群島の魅力の発揮
 - └ 共生・協働の推進、交流・連携の強化
 - └ 市場の拡大（ヒト・モノ・カネ・情報）

雇
用
の
創
出



奄美市総合計画後期基本計画 2016-2020

発行日 平成28年9月

編集・発行 奄美市総務部企画調整課

〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号

TEL 0997-52-1111 FAX 0997-52-1001
